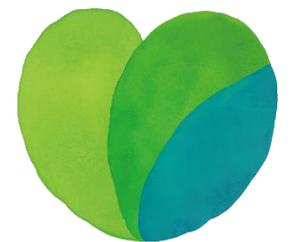

令和8年度 国の施策並びに予算に対する 提案・要望

令和7年11月

長野県



しあわせ信州

山々と育む すこやかな国

日頃、長野県の行財政運営に対し、御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本県におきましては、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づき、確かな暮らしを守り、真にゆたかな社会を構築していくための取組を推進するとともに、県民全体で人口減少社会に向き合う羅針盤となる「信州未来共創戦略」を取りまとめ、新たな時代へのパラダイムチェンジに挑戦しています。

また、長引く物価高騰、米国関税措置の影響等により、県民の暮らしや経済活動は依然として厳しい状況であり、経営に大きな打撃を受けている事業者や、実質賃金の伸び悩み等により暮らしに困難を抱える方々への切れ目ない支援に取り組むとともに、持続可能な産業構造への転換支援にも取り組んでいるところです。

総合経済対策の策定をはじめ国政の推進に当たりましては、地方の声を十分に反映させながら、様々な課題に迅速に対応されるよう御期待申し上げますとともに、本県の切実な課題を踏まえ、次のとおり提案・要望いたしますので、令和8年度の国の予算編成に当たり、格段の御理解と御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年（2025年）11月

長野県知事 阿部守一

提案・要望事項 一覧

- 1 **子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について** …… 1
(内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)
- 2 **安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について** …… 3
(内閣府・総務省・財務省)
- 3 **地震防災対策の充実・強化について** …… 5
(内閣府・総務省・国土交通省)
- 4 **地方分権改革の推進について** …… 7
(内閣府・総務省)
- 5 **人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について** …… 9
(内閣官房・内閣府)
- 6 **社会的養育推進のための体制づくりへの支援について** …… 11
(こども家庭庁)
- 7 **行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて** …… 13
(内閣府・こども家庭庁・厚生労働省)
- 8 **持続可能な地域づくりについて** …… 15
(総務省)

9 未来への投資、社会資本整備予算の確保について	17
（総務省・財務省）		
10 寒冷地手当に係る制度の見直しについて	19
（総務省）		
11 個別最適な学びの実現について	21
（総務省・文部科学省）		
12 未来を担う若者の高等教育機会の確保について	23
（文部科学省）		
13 中学校部活動の地域クラブ活動への展開について	25
（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）		
14 生活困窮者支援の推進について	27
（厚生労働省）		
15 医療提供体制の確保について	29
（厚生労働省）		
16 医師の確保について	31
（厚生労働省）		
17 物価高騰と賃上げに対応するための総合的な対策の実施について	33
（内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）		

18 米国の関税措置等による経済への影響の緩和・克服について	……	35
(内閣府・農林水産省・経済産業省・中小企業庁)		
19 ガソリン価格高騰への対策について	……	37
(消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁)		
20 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について	……	39
(総務省・国土交通省)		
21 本州中央部広域交流圏の形成について	……	41
(国土交通省)		
22 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について	……	43
(内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省)		
23 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について	……	45
(財務省・国土交通省)		
24 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について	……	47
(国土交通省・林野庁)		
25 農業現場の実情を踏まえた米の流通改善と水田政策について	……	49
(農林水産省)		
26 インフラメンテナンス予算の確保について	……	51
(農林水産省・林野庁・国土交通省)		

27	上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について	53
	(国土交通省)	
28	アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について	55
	(スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)	
29	ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて	57
	(総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省)	
30	循環型社会形成推進交付金について	59
	(環境省)	
31	日米地位協定の見直し等について	61
	(外務省・防衛省)	

1 子ども・若者が夢や希望を持てる社会の実現について

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省】

長野県の状況

●次代を担うこどもを社会全体で支え、応援する取組を総合的に推進

- ・長野県の合計特殊出生率は1.30（R6）で、全国平均（1.15）を上回ってはいるものの、出生数は年々減少している
- ・急速な少子化に歯止めをかけるため、若者・子育て世代の経済的基盤の安定や仕事と子育てを両立できる環境を整備することが必要



取組

○県、市町村、産業界が一体となり、若者・子育て世代のライフスタイルの希望を実現

- ◇ 県及び県下全市町村で「若者・子育て世代応援共同宣言」を実施（R4.3）
 - ・集中的に取り組む施策の方向性を取りまとめた「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト」を改訂（R6.3）
- ◇ 「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」を制定（R4.3施行）
- ◇ オール信州で人口減少対策を進めるための「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を設立（R6.12）
 - ・行政、企業や地域、そして県民一人ひとりが具体的な行動を起こすための羅針盤となる「信州未来共創戦略～みんなで作る2050年のNAGANO～」を策定
- ◇ 仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けて、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を推進（認証企業 429社（R7.3））
- ◇ 国が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、知事が「こどもまんなか応援サポーター」就任を宣言（R5.11）
- ◇ 安全で質の高い保育を実現するため、0歳と1歳児保育について国の基準以上に保育士を配置する私立保育所等に対して、保育士の加配に係る経費を支援（R5～）
- ◇ 子育て家庭を応援するため「子育て家庭応援プラン」により経済的負担を軽減するための支援を拡充（R6～）
 - ・3歳未満児の保育料について、第3子以降を無償化、第2子を半額に、年収約360万円未満相当の世帯の第2子以降を無償化、第1子を半額
 - ・未就学児を育てている家庭の負担軽減に要する経費を支援するため、「子ども・子育て応援市町村交付金」を創設
 - ・こどもの医療費の助成について、県下全市町村が高校3年生までの医療費助成を実施。県は市町村経費のうち中学校3年生までの1/2を助成
 - ・年収目安590万円から910万円未満の子どもが2人以上いる世帯などに対し、私立高等学校の授業料の1/2程度を支援
- ◇ 相談件数が多い「子ども・若者支援地域協議会」（H24～）を拡充する形で「子ども・若者総合相談センター」を設置し、相談受付時間の延長やオンライン相談等を通じて、困難を抱える子ども・若者からの相談支援体制を強化（R7～）

課題

- 子ども・子育て支援施策（こどもへの医療費助成等）については、**全国的に自治体の過度な競争や、財政力の違いによるサービス格差が生じており、最低限の社会保障（ナショナルミニマム）については国が責任をもって実施することが必要**
- 全国一律に基準や制度が定められているため、**地域の実情に応じた子育て支援サービス等の提供を行うことができない**
＜例＞・基準以上に保育士の配置を行った場合に、自治体や設置者の財政負担が過大に生じている
・R 8年度から本格実施される予定の「こども誰でも通園制度」について、全国一律の基準、単価による制度検討が行われている
- 保育士の配置基準は改善が進んでいるものの、0・2歳児は方向性が示されていない。また、「こども誰でも通園制度」が令和8年度から本格実施される予定であり、更に多くの保育士が必要となってくる
- 収入の減少や職場の理解不足を背景に男女の育児休業取得率の差は依然として大きく、また長時間勤務により男性の育児・家事時間が短い傾向にあることから、**性別にかかわらず、仕事と子育ての両立を実現するための更なる環境整備が必要**
- **産業界や大学等を含めた社会全体で若者のライフデザインの必要性の理解が進んでいない。また、若者が主体的に行う活動を促進するための支援が必要**
- 「子ども・若者総合相談センター」及び「子ども・若者支援地域協議会」は、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置が地方公共団体の努めとされているが、**設置運営のための補助制度がなく、県の財政負担が大きい**

提案・要望

1 こども政策・少子化対策の更なる拡充（内閣府・こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省）

子ども・子育て支援施策について、地方自治体の財政力に応じて地域間格差が生じないように、次に掲げる全国一律で行うべき施策は、ナショナルスタンダードの観点から、国の責任において必要な財源を確保した上で実施すること

- ・ 地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度について、全国一律の制度を早期に創設すること
- ・ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化を早期に実現すること
- ・ 地域が培ってきた地産地消などの学校給食の独自性を損なうことのないよう、地域の実情に応じた学校給食費の無償化を早期に実現すること

現行の保育士配置基準および公定価格について、保育現場の実態に見合うよう引き続き改善に努めること。また、保育士加配時の財政支援を拡充するとともに、保育人材の確保に向けて、引き続き労働実態に応じた処遇改善を積極的に進めること

「こども誰でも通園制度」をはじめとした保育等の子育て支援サービスについては、一定の質を担保した上で、地域の実情に応じて自治体等が柔軟に対応できる制度にするとともに、それに伴う財政負担についても、国が責任を持って支援を行うこと

性別を問わずテレワーク等の柔軟な働き方を利用しやすい職場環境の整備や長時間労働の是正、企業への支援による、雇用の場における「共働き・共育て」の推進や、固定的性別役割分担意識の解消に向けた更なる社会的気運の醸成を進めること

産業界や大学等を含めた社会全体で若者のライフデザインの必要性について理解を深めるための広報・啓発等を強化するとともに、地域少子化対策重点推進交付金を更に拡充し、若者が主体的に行う活動を支援する取組（ユースセンターの設置・運営やユースワーカーの配置も含む）を補助対象に追加すること

オンライン相談等の多様なニーズへ対応ができるよう、子ども・若者総合相談センター等の設置・運営のための補助制度を創設すること

2 安定的な財政運営に必要な地方財源の確保・充実について

【内閣府・総務省・財務省】

長野県の状況

● 本県及び県内市町村の財政状況

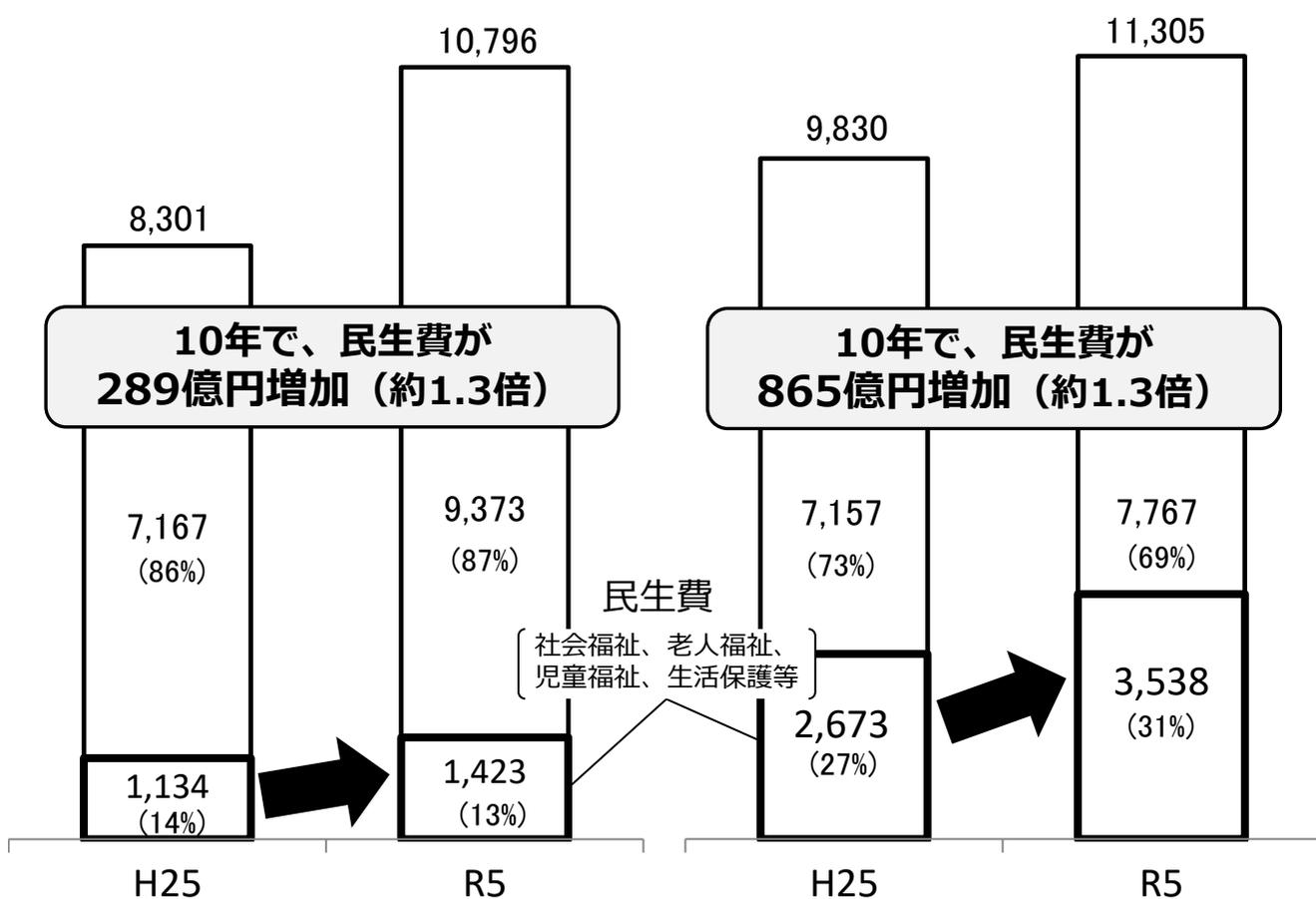
・ 社会保障関係費が累増

10年前と比較し民生費（老人福祉、児童福祉等）は約1.3倍に増加

普通会計における社会保障関係費（単位：億円）

【 県 】

【 市町村 】



・ 地方公共団体間の税収格差の存在

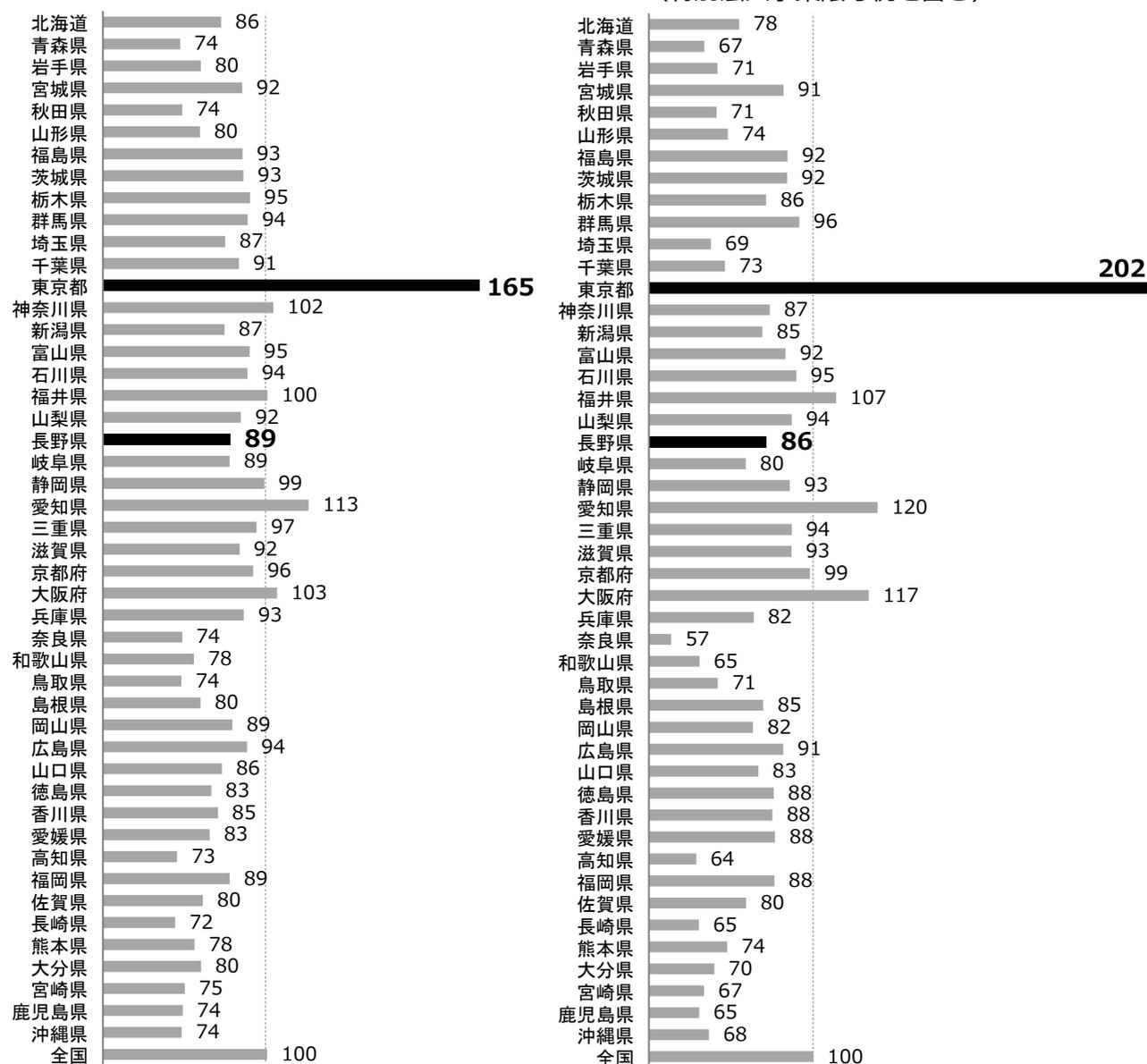
地方税収にについて、都道府県ごとに遍在性があり格差が生じている。特に法人関係二税の格差が大きい

人口1人当たりの税収額の指数(令和5年度決算額、全国平均を100とした場合)

【 地方税計 】

【 法人関係二税 】

(特別法人事業譲与税を含む)



(出典：総務省「地方財政の状況」)

課題

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、基盤となる地方財源の確保・充実が必要
 - ・ 地方が、人口減少・少子化対策の一層の充実強化をはじめ、防災・減災対策や公共施設等の長寿命化対策、脱炭素社会の実現に向けた取組などを継続的に実施するためには、**安定した財源の確保が不可欠**
 - ・ 令和7年度地方財政計画においては、地方財政の健全化の取組等により臨時財政対策債の発行が平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとされたものの、過去に発行した臨時財政対策債により、**地方債残高は引き続き高水準**
 - ・ 直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある

提案・要望

令和8年度予算における地方財源の確保・充実

1 地方一般財源総額の確保・充実（総務省・財務省）

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、社会保障関係費の増加や給与改定の実施等に伴う人件費の増加、物価・金利の動向等を地方財政計画に適切に反映し、令和8年度においても一般財源総額を確実に確保すること。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、税源の偏在性が少なく安定的な地方税体系を構築すること

2 地方交付税総額の確実な確保（総務省・財務省）

本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を確保すること

3 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保（総務省・財務省）

財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、特例的な措置である臨時財政対策債は廃止するとともに、これまで発行された臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること

4 地方交付税措置のある地方債の期間延長（総務省・財務省）

地方が引き続き防災・減災対策や公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化などに取り組めるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」「脱炭素化推進事業債」、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業年度を延長し確実な財源措置を図ること

5 地方創生2.0基本構想の推進に向けた財源の確保（内閣府・総務省・財務省）

地方創生2.0基本構想の推進に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（1.2兆円）を確実に確保するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金について、地方のニーズに対応できるよう、必要な予算額の拡充と制度の継続的な運用を図ること

6 ガソリンの暫定税率廃止に係る代替財源の確保（総務省・財務省）

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の意見を尊重し、地方の減収については代替の恒久財源を措置すること

7 直轄事業負担金に充当する公共事業等債に対する財政措置等の充実（総務省）

直轄事業負担金について、負担額が大きい一方、事業費や事業の進捗等に地方の直接的な裁量がないことから、直轄事業負担金の地方負担額に対する公共事業等債の交付税措置率を引き上げるなど、財政措置を拡充すること

3 地震防災対策の充実・強化について

【内閣府・総務省・国土交通省】

長野県の状況

●令和6年能登半島地震の被災地支援と地震防災対策の抜本的な見直し

- ・主に石川県に対して、発災当初から人的・物的な支援を速やかに実施
- ・広域的な支援を速やかかつ円滑に実施することの重要性が明らかになったほか、住宅の全壊・半壊等が多数発生、孤立集落の解消や2次避難の実施に日数を要するなど、新たな課題も顕在化
- ・多くの中山間地域を有する本県も、早急に地震防災対策を見直し、大規模地震に備える必要がある

取組

○被災地への広域応援・長野県へ避難された方への支援

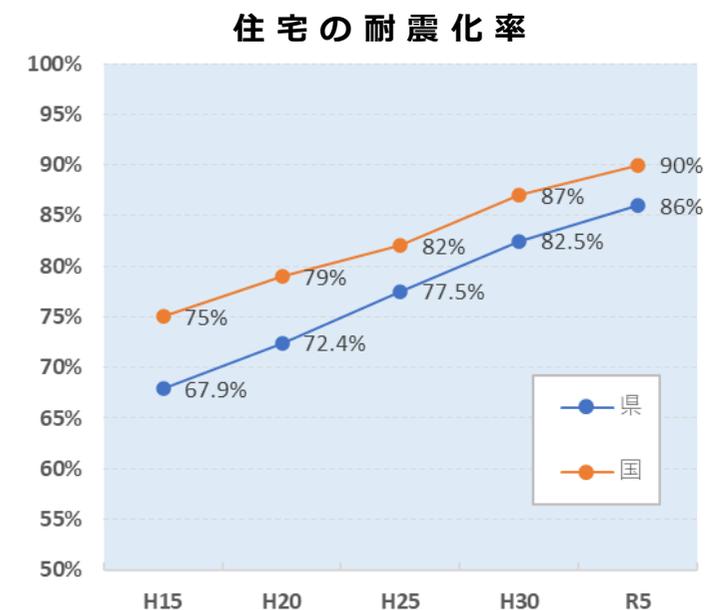
- ・石川県の羽咋市・輪島市に対して、長野県合同災害支援チーム（チームながの）により、避難所運営や住家被害認定調査などの被災地支援を、県・市町村が一体となって実施（1/5～5/31）
（中部圏知事会議災害時応援協定、応急対策職員派遣制度（総務省））



- ・避難者の要望に応え、支援先の避難所で、他避難所に先駆けて段ボールベッドを設置
- ・能登半島地震復興支援県民本部を設置し、キッチンカーによる炊き出し、被災地への軽トラック提供やボランティア派遣など、県を挙げて被災地を支援
- ・県内公営住宅等への避難者に暖房器具、家電製品など生活必需品を県独自に用意し提供

○「長野県地震防災対策強化アクションプラン」で本県の喫緊の課題に対応

- ・発災時の被災者の健康維持と、災害関連死防止を目的に、組立式トイレ130基をR6に緊急導入R7に、エアベッド（1,500基）と簡易テント（1,100基）を配備
市町村と連携し、広域で対応可能な備蓄体制を整備
- ・大規模災害発生時に、通信環境を確保し情報孤立を解消するため、可搬型衛星通信インターネットサービス機器（スターリンク）を、10広域に配備
- ・その他、緊急輸送道路整備、迂回機能強化や道路法面对策など防災対策関連施策も重点化



課題

- 過疎化や高齢化が顕著な中山間地の住宅は都市部に比べて1.6倍ほど規模が大きく、住宅所有者の負担が大きくなり**耐震化の遅れが顕著**
- 道路の寸断は、救助・救出・救援や、速やかな支援開始に大きく影響するため、**道路の強靱化は最重要かつ最優先の課題**
- **地籍調査の進捗率が39%と低く**、被災後に地籍の確定が速やかにできず、復旧・復興に遅れが生じるおそれ
- 災害救助法の求償事務や救助の対象範囲が複雑であり、救助法適用自治体のみならず、応援に入った自治体にとっても負担
- 平成19・29年の道路交通法改正により、**普通自動車免許では車両総重量が大きな車の運転が不可能**になったため（例：29年以降の普通免許では3.5トン未満）、今後、災害時の給水車派遣に支障が生じる恐れ（能登半島地震では3.5トン超の車が多数支援実施）
- 避難所に指定されている公共施設の移転改築の財政支援は、**津波浸水想定区域からの移転等のみが対象**
- 大規模災害時は、県境を越えた避難が必要となるが、**広域での自治体間調整の仕組みはなく、避難者の把握手段も未構築**

提案・要望

- 1 住宅の耐震対策の充実**（国土交通省）
住宅の所有者負担を軽減するため、規模が大きな住宅の耐震改修補助額の上限を引き上げること
- 2 緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化の推進と財政支援**（国土交通省）
緊急輸送道路整備やダブルネットワーク強化等を推進し、道路法面対策等の地方自治体が行う防災対策に必要な予算を確保すること
また、能登半島地震により、緊急輸送道路の高盛土区間において、複数の大規模崩壊が発生したことから、盛土のり面を含む特定土工構造物点検を速やかに実施できるよう必要な予算を確保すること
- 3 地籍調査事業の推進**（国土交通省）
災害からの迅速な復旧・復興に重要な役割を果たす地籍調査事業を計画的に進めるため、必要な予算を確保すること
- 4 被災状況を踏まえた災害救助法の運用及び事務手続きの簡素化**（内閣府）
被災状況を踏まえ、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲や事務費の拡充を図ること。また、災害救助法の事務手続きを簡素化するなどし、自治体の負担軽減を図ること
- 5 給水車運転職員の準中型自動車等の免許取得費用に係る補助制度の創設**（内閣府）
災害時に安定的に給水車を派遣できるよう、給水車運転職員の準中型自動車免許等の取得を支援する補助制度を創設すること
- 6 洪水浸水想定区域内等からの避難所移転改築への支援**（内閣府・総務省）
洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に存する避難所の移転改築についても、支援適用対象区域の拡大や財政支援を講じること
- 7 広域避難時に支援に必要な避難者情報を自治体間で共有するシステムの構築**（内閣府・総務省）
国において自治体間の広域避難を調整する仕組みを整備するとともに、持病やアレルギー情報などの避難者を支援する上で必要となる情報を避難先自治体と一元的に共有できるシステムを構築すること

4 地方分権改革の推進について

長野県の状況

【内閣府・総務省】

●義務付け・枠付けの見直しや農地転用許可など国から地方への事務・権限の移譲により、地域の実情に応じた施策の展開が可能となり、地方公共団体の自主性・自立性は着実に高まってきた

本県は、国が平成26年から導入した「提案募集方式」に基づき、毎年度、権限移譲や規制緩和に関する提案を提出

・地方分権改革に関する「提案募集方式」への本県の提案状況 (単位：件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
本県提案	7	4	2	5	8	4	6	5	6	9	2	14
共同提案	0	3	5	4	7	4	3	9	2	6	1	1
追加共同提案	-	6	24	15	18	37	42	99	60	64	50	44

《本県提案により実現可能となった例》

豚熱ワクチン接種に関する提案 (令和2年度地方分権改革推進アワード受賞)

これまで

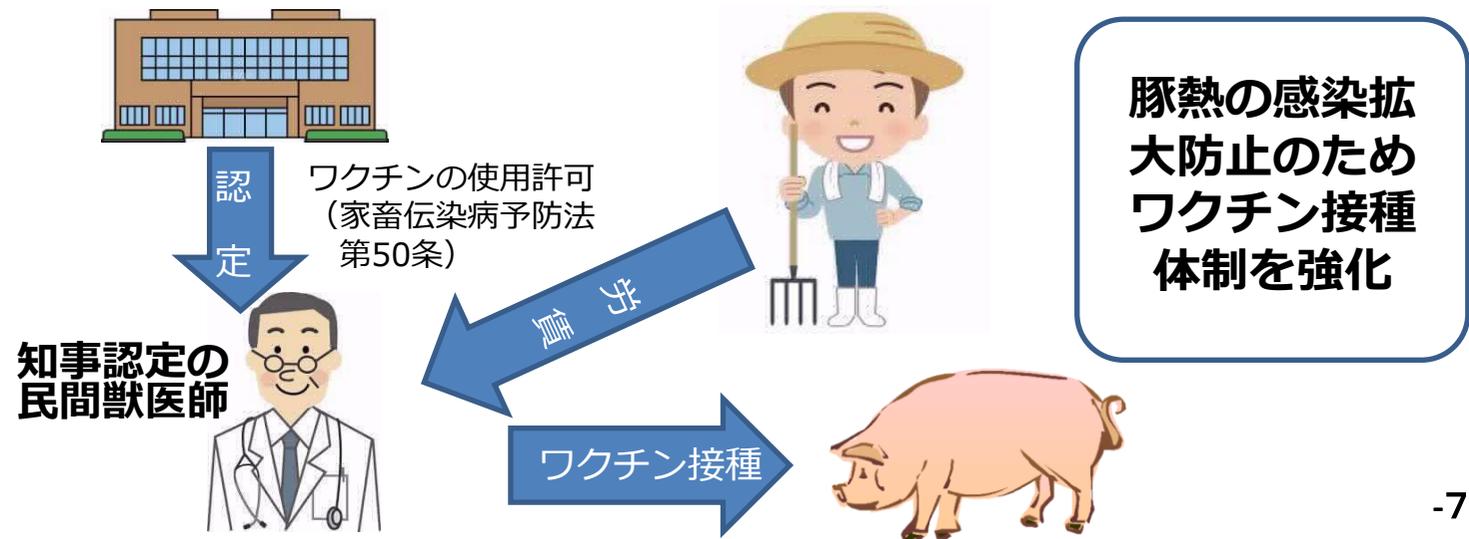
家畜伝染病予防法第6条による豚熱ワクチン接種は県の獣医師職員である家畜防疫員に限定

- 【問題点】**
- ・ワクチン接種が家畜保健衛生所の業務を圧迫
 - ・民間獣医師を家畜防疫員として県職員に任用した場合には、家畜伝染病予防法第60条第1項第3号の国の負担金(1/2)は対象外

効率的な接種体制の確保のため家畜防疫員以外の民間獣医師の接種を可能とするよう提案

実現した内容

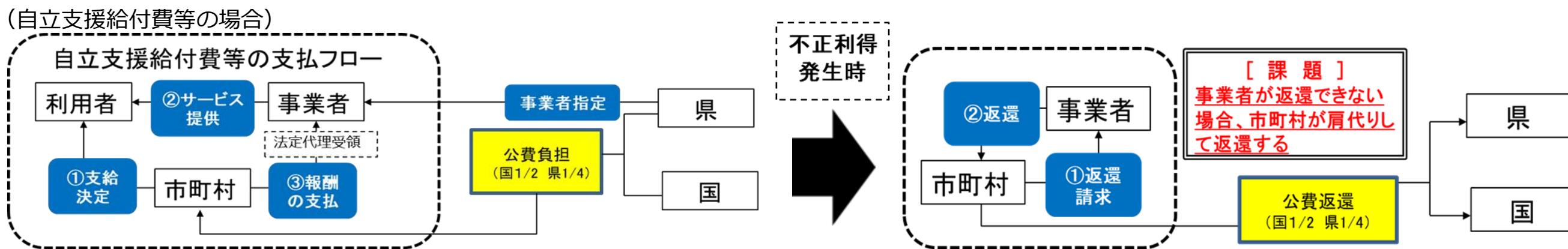
【国の防疫指針の改正 (R3.4~)】
 家畜防疫員による接種のほか、知事が適時性及び家畜防疫員としての適切性に係る要件を満たすと認定した民間獣医師 (知事認定獣医師) による接種も可能に!



課題

■ 従うべき基準や補助金制度による国の関与、地方の役割に見合った税財源が十分に確保されていないことなどにより、必ずしも地方が自らの判断と責任において役割を果たすことができない状況が続いており、地方分権改革は未だ「道半ば」

【事例】・自立支援給付費等（国負担 1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者へ返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度となっている



■ 国と地方との役割分担や地方自治制度については、戦後80年が経過する中で時代の変化に即した改革を行う時期にある

提案・要望

1 国と地方の役割分担の適正化（内閣府・総務省）

地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に実施できるよう、地方の権限と裁量の拡大を進めること。特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、設定された基準については廃止又は参酌基準化するなど、国の過度な関与を見直すこと

また、ナショナルスタンダードの観点も踏まえ、人口減少社会も踏まえた国と地方の担うべき役割や見合った権限・財源移譲などについて、経済界も含め、官民が一体となって、地方制度調査会など責任と権限がある場で十分な議論を行うこと

2 補助金等における国と地方の関係の見直し（内閣府）

国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと

3 国と地方の率直な意思疎通（内閣府・総務省）

地方の実情などについて率直に意思疎通を図れるよう、国と地方の協議の場に限らず、分野ごと省庁ごとに意見交換の場を設けること

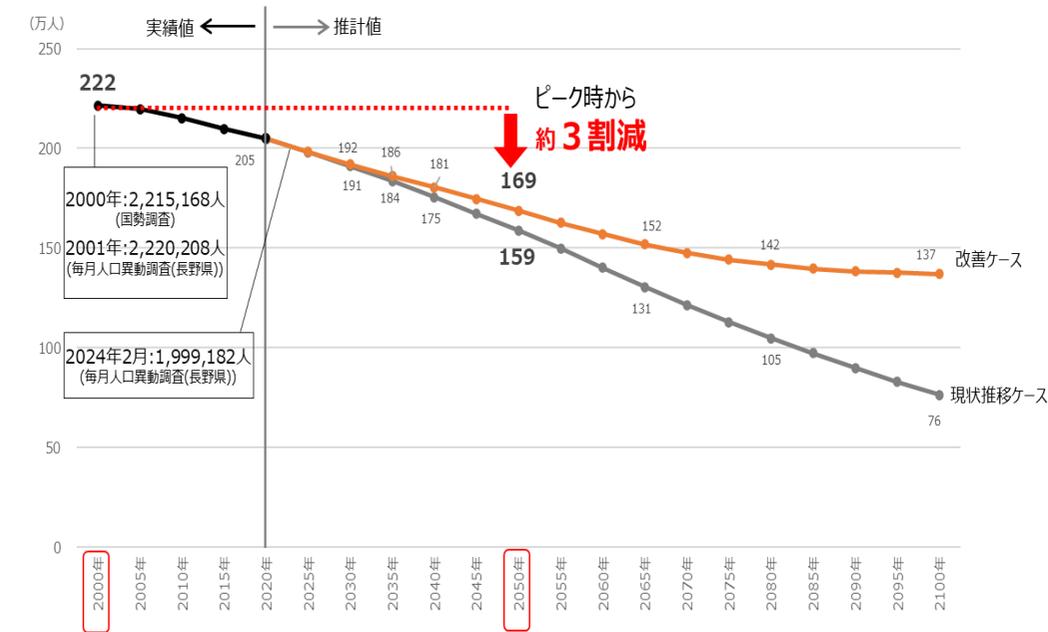
5 人口減少対策の推進と東京一極集中の是正について

長野県の状況

【内閣官房・内閣府】

●人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、明るい未来を実現するため、率先して取り組む

- ・長野県の2050年の将来推計人口は、現状のまま何もしなければ、2001年のピーク時から約3割減少する「7がけ社会」が到来する見通し
- ・長野県の合計特殊出生率は1.34（R5）と、全国を上回っているものの4年連続で低下。今後、出生率が改善したとしても、しばらくの人口減少は不可避
- ・高齢化が進み、2050年には高齢者が長野県の総人口の4割を超える見通し
- ・20～24歳の転出超過が最も大きく、同世代の女性の転出超過が最も深刻（大都市圏への流出）



出典：2020年までは国勢調査（総務省）、2025年以降は長野県企画振興部推計

取組

- 産官学金労言に個人を加えた「私のアクション！未来のNAGANO創造県民会議」を立ち上げ、信州未来共創戦略を策定し、オール信州で戦略を推進（R6.12～）
- 長野県も県民会議の一員として、戦略に基づき県としてのアクションを策定し、取組を開始（R7.3～）
- 【主な県のアクション】
- ◇若者・女性から選ばれる寛容な社会づくり
 - ・信州みらいフェス・信州若者みらい会議の開催、沖縄県の若者との交流の機会を設けることなどにより、若者の社会参画や交流を促進
 - ・企業、自治体リーダーの意識改革、働く女性の交流会開催、政治・地域社会における女性リーダーの育成等、職場・地域の双方からのアプローチによりジェンダーギャップを解消
- ◇信州の強みを活かした移住・関係人口の増加～暮らし、つながる仲間を増やそう～
 - ・信州ならではの魅力にふれながら、移住・二地域居住を体験する信州ワーキングホリデーを実施
- ◇安心・便利で持続可能な生活圏の整備促進～県土のグランドデザインを策定・実現しよう～
 - ・安心・便利で持続可能な生活圏の形成に向けた県土のグランドデザイン策定に向け、コンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスの考え方による新たなまち・むらづくりなど幅広い議論を開始
- ◇変革期を乗り越える経営等の革新
 - ・県内企業の海外販路拡大を強力に支援するため、海外展開支援の方向性を整理するとともに、各支援機関が円滑に連携できるようにサポートネットワークを設立・運営
 - ・将来の県内産業の担い手を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援

課題

- 地方創生がスタートして10年が経過し、本県においても地域資源を活かしながら活力を生み出す政策を自ら立案・実行し、社会増に転じるなど一定の成果があった。しかし、2024年の長野県の出生数は1万709人で、比較可能な1953年以降で過去最少となるなど、少子化に歯止めがかかっていない
- また、社会増減に目を向けると、社会増となっているものの、長野県は就職期である20～24歳の転出超過が最も大きく、特に女性の転出超過が大きいことは深刻な課題となっている
- 人口減少により生ずる様々な課題を乗り越え、人口減少下においても地域の活力を維持していくことが重要である

提案・要望

1 人口減少対策の推進（内閣府）

地方創生2.0の今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の取りまとめに当たっては、人口規模が縮小しても経済が成長し、社会が機能するよう、5本柱に沿って実効性のある政策を盛り込むこと

【地方創生2.0の基本構想の5本柱】

- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ③人や企業の地方分散
- ④新時代のインフラ整備とAI・デジタルなどの新技術の徹底活用
- ⑤広域リージョン連携

地方創生2.0の推進に向け、地方がその実情に応じた取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」について、地方自治体のニーズに対応できるよう必要な予算額の確保に努めること

2 東京一極集中の是正（内閣官房・内閣府）

大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点も踏まえ、防災庁など政府関係機関の地方部への移転を着実に推進するとともに、大学、企業の本社機能や研究開発部門等の地方分散を促進するなど、行政・経済機能や雇用機会等の大都市部への偏在を是正すること

6 社会的養育推進のための体制づくりへの支援について

【こども家庭庁】

長野県の状況

● 乳児院・児童養護施設等の専門性を活用した社会的養育の体制づくり

- ・平成28年の児童福祉法改正において、こどもが権利の主体として位置づけられ、「家庭養育優先原則」や「パーマネンシー保障（永続的な養育環境・人とのつながりの保障）」がこども家庭福祉の理念とされた
- ・さらに令和4年の同法改正においては、こうした理念の実現に向けて、市町村のこども家庭センターや家庭支援事業、里親支援センター等、こどもとその養育環境を支える社会的養育の様々な仕組みが法定化された
- ・長野県では、施設数が多い乳児院・児童養護施設の専門性を活かした社会的養育の体制構築を進めてきたが、県域が広く（分散的な生活圏域）、小規模市町村が多い県の特色も踏まえ、現行の「県社会的養育推進計画」を大幅に見直し、後期計画（R7～11年度）を策定した
- ・里親委託や特別養子縁組を一層推進するとともに、積極的に資源整備を進めて地域ごとの支援体制を充実・強化することにより「こどもの権利が保障される」長野県の実現を目指していく

取組



○ 児童養護施設等の多機能化・機能転換の推進による社会的養育の充実

長野県では、他県と比べ相対的に施設数が多い、乳児院・児童養護施設の専門性を活かす社会的養育の体制構築等を進めている

【児童養護施設】

- ・H26年度以降、市町村をバックアップする地域の専門相談機関として、児童養護施設等への「児童家庭支援センター」設置を推進
- ・社会的養護下のこどもの自立支援として、R7年度から一般家庭との体験格差解消のため措置費に上乗せしてこどもの習い事等の課外活動経費への補助を開始 ※この他、企業寄付金を活用しH27年度（～10年間）ケアリーバー向け奨学金を給付

【乳児院関係】

- ・里親委託（特に乳幼児）を推進するため、H30年度から乳児院の包括的里親支援事業を推進し、R6年度に乳児院2か所へ里親支援センターを設置
※R7年度に1か所増設し、更にR8年度に2か所増設予定
- ・乳児院（1か所）へ委託し、望まない妊娠の相談窓口である「にんしんSOSながの」をH31年3月に開設 ※R6年度から妊産婦等生活援助事業へ移行
- ・R7年度から「養親手数料負担軽減事業」を開始して養子縁組の取組も強化

児童家庭支援センター設置による在宅支援強化

	R6年度 (現状)	R11年度 (目標・見込)
箇所数(a)	6所	15所
こども人口(b)	275,164人	247,936人
(b)/(a)	45,861人	16,529人

里親支援センター設置による里親委託推進

	R6年度 (現状)	R11年度 (目標)
箇所数	2所	10所
里親登録数	266家庭	500家庭
里親等委託率 (うち乳幼児)	21.4% (40.7%)	56.6% (75.7%)

注) 里親等委託率は速報値

- **乳児院・児童養護施設が専門性を活かして多機能化・機能転換等に取り組むための人的・資金的な余裕がない**
 - ・ 里親委託や施設の小規模化等の推進により、多くの施設において将来的なリスクを避けるため、正規の定員縮小の動きが過度に進行。児童相談所がこどもの一時保護委託先及び措置先の確保に苦慮している状況がある
 - 【児童養護施設 定員】令和元年6月 14施設 541人 ➡ 令和7年6月 14施設 471人 (▲70人)
 - ・ 地域支援や里親支援等を積極的に展開してきた乳児院の中には、定員9名のところ今年度暫定定員8名となり、必要な職員配置(10人)が同じでも事務費収入が減少する施設がある(全4施設で入所児童が3~5名(R7.9時点)の状況)
 - 【A乳児院】R6年度(定員)9名 ➡ R7年度(暫定定員)8名 事務費減収 1千万円超(見込み)
- **市町村の家庭支援事業等について、事業毎に施設が安定・継続してサービス供給できる制度となっていない**
 - 【例】ショートステイ事業：常時サービス提供できる補助基準ではなく、措置費定員の枠内で可能なときのみ受入れ
- **こどもや家庭をよりよく支援するにあたり、社会的養育・社会的養護における人材不足等が深刻化**
 - 【R6：児童養護施設 若手職員談】「手取り16万円では、職業として選びたくとも選べない。専門性を磨く余裕もない。」
- **児童相談所職員の経験が乏しく、里親支援、パーマネンシー保障、適正な一時保護等のこどものニーズに応えきれない**
 - 【R6：専門職員の経験年数】福祉司 82人(うち5年未満 48.8%) 心理司 39人(うち5年未満 48.7%)

提案・要望

1 乳児院・児童養護施設等の多機能化・機能転換等を支援する措置費制度への改善

社会的養育の転換期にあたり、乳児院・児童養護施設等の受け入れ体制を十分に確保し、新たな家庭支援事業や入所するこどものケアの更なる質の向上に取り組めるようにするため、施設が維持する必要がある定員に対する充足率の基準(現在9割)を緩和すること、小規模な施設が多機能化・機能転換を円滑に行えるよう、職員配置の基準となる最少の定員(現在乳児院9人、児童養護施設20人)に関して、より少ない定員の設定や単価積算上の配慮など、一時保護専用施設の職員配置の改善を含め、措置費制度等の見直しを図ること

2 家庭支援事業等に係る安定的・継続的な実施体制の確立

家庭のニーズに常時応える体制を確立するため、市町村や施設の意見も聴取した上で、事業毎に必要な職員を確保することが可能となるように補助基準(単価等)の拡充を行うこと

(例) ショートステイ事業に係る定員制度の導入・専任職員配置の拡充、子育て世帯訪問支援事業に係る専任職員配置の新設 等

3 里親、乳児院・児童養護施設等の専門人材確保、こどもの希望実現への支援の強化

家庭養育優先原則・パーマネンシー保障の実現に向けて、里親家庭の大幅な増加のため里親手当等の増額・充実を図るとともに、乳児院・児童養護施設等が質の高い職員を確保するため、処遇の抜本的見直しを図り、併せて資格要件や雇用形態を柔軟にすること、社会的養護下のこどもの将来の可能性を拓げるため、こどもの希望に応じて一般家庭並みに、習い事、学習塾、スポーツクラブ等に通えるよう、措置費(事業費)の更なる充実を図るとともに、ケアリーバーの抱える課題を踏まえ、給付型の奨学金を創設すること

4 社会的養育をめぐる支援課題を踏まえた児童相談所の職員配置基準の見直し・強化

こどもの権利保障のため、児童虐待防止だけではなく、里親委託推進と里親支援の充実、親子再統合等のパーマネンシー保障の徹底、市町村の在宅支援体制の構築支援など、社会的養育の課題を踏まえた児童相談所職員の配置基準の改善及び財政支援の拡充を図ること

7 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直しについて

【内閣府・こども家庭庁・厚生労働省】

長野県の状況

● 指定障害福祉サービス等事業者による不正事案に対する厳正な対応

- ・ 県は、事業者からの申請に基づき、指定基準を満たす者に対して指定障害福祉サービス等事業者の指定を行い、市町村は、障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス等事業者に対して、自立支援給付費等を支払っている
(財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 県は、不正が疑われる事案を把握した場合には、的確に監査を行い、不正が確認された場合には、県が行政処分や勧告を行い、市町村は、県による行政処分等を受けて、自立支援給付費等に係る返還金の徴収(不正利得の徴収)を行う

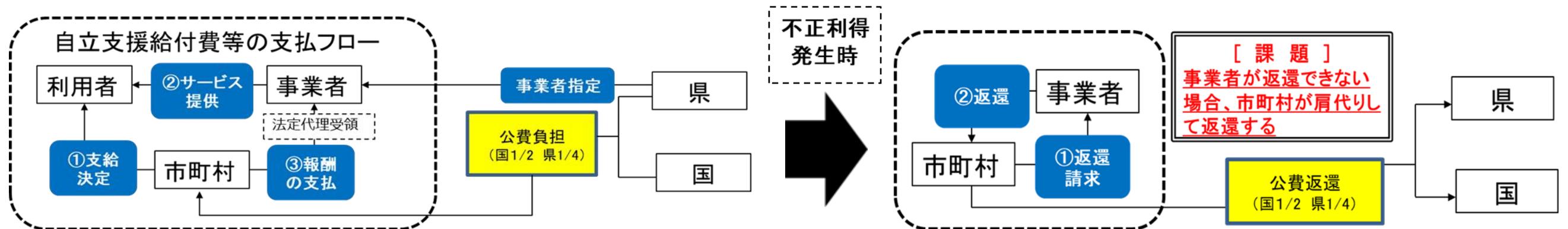
取組

- 不正が確認された場合には厳正な対応を行うことが求められていることに応える形で、令和5年度に、県としては初めて指定障害福祉サービス等事業者に対して行政処分を実施
- その後も、不正が疑われる事案については積極的に監査を行い、所要の対応を行った

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
監査事業所数	0	2	1	16	3	1
行政処分等件数	0	2	0	7	5	3

課題

- 自立支援給付費等（国負担 1/2）について、指定障害福祉サービス等事業者による不正利得があった場合、市町村は事業者に返還を求め、その財源を以て国庫負担金を返還するが、**返還金を徴収できなかった場合は、適切な事務執行の責務を果たしている市町村が肩代わりして国庫負担金を返還する酷な制度**となっている



- このため、県としては、不正を行った事業者に対して、**指定取消や指定の効力停止等の厳正な措置を採るにあたり、市町村による国庫負担金の肩代わり返還のおそれを懸念せざるを得ない**

提案・要望

1 行政処分等に伴う自立支援給付費等の国庫返還に係る制度の見直し

県による行政処分等を契機に、市町村が不正を行った指定障害福祉サービス等事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の返還を免除する仕組みを早急に構築すること

8 持続可能な地域づくりについて

【総務省】

長野県の状況

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎対策を推進
- 行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、自治体間連携を推進

- ・ 本県は、市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
- ・ 過疎市町村をはじめとする小規模自治体では、人口減少の拡大や少子高齢化が急速に進み、財政力が脆弱で、人材不足が深刻化
- ・ 総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」において、事務処理に関する対応方策の一つに「まとめる（水平連携・垂直補完）」ことが挙げられている

取組

【「交通手段の確保」「高齢者等の福祉の向上」分野での取組】

○ デマンド交通運行事業<栄村>

散在する集落間を効率よく移動できる乗合方式のデマンド交通を委託運行し、高齢者の移動手段を確保



住民を戸口まで送迎するデマンド交通

《過疎対策事業債（ソフト）の活用》

【「地域間交流」「産業振興」「観光開発」分野での取組】

○ 道の駅拡張事業<飯山市>

関係人口の拡大を図るため農業観光拠点施設とアクティビティ拠点施設を一体的に整備

《過疎対策事業債（ハード）の活用》



花の駅 千曲川

○ 定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域（北アルプス、木曽）に対して、県独自に支援（H28～）

- ・ 人的支援：市町村の広域連携を担当する県職員を県現地機関や自治体に配置
- ・ 財政支援：市町村が締結した連携協約に基づく取組に対し、県が経費の1/2を交付（R7年度県予算額 17,000千円（木曽地域））

<北アルプス地域>（H28～）

H28～ 「北アルプス連携自立圏」を形成、県が独自に支援

R7年度末に「地域の未来予測」を作成し、R8～「地域の未来予測」に基づく広域連携の取組を開始

<木曽地域>（H30～）

H30～ 「木曽広域自立圏」を形成、県が独自に支援

（R7年度事業予定） 職員向けの人材育成研修や成年後見制度の相談体制整備等

R8～ 県が木曽広域連合に参画し連携を強化するとともに、業務移管による効率的な体制を構築予定

課題

- **地方債（過疎債）計画額は増加**（R6:5,700億円⇒R7:5,900億円）したものの、**財政状況が脆弱**な過疎市町村等が市町村過疎計画に基づき持続可能な地域づくりを着実に進めるためには、**過疎債の必要額の確保が重要**
- 車社会であり高齢化が進む**過疎・中山間地域ではSS（サービスステーション）が社会インフラとしての機能**を有しているが、人口減少が急速に進展する中で、**公設も含めた公的支援によるSSの維持対策が課題**
- **定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域**には、小規模自治体も多いことから、**持続可能な形で行政サービスを提供**するためには、自治体間の連携が重要であるが、**連携の取組に対する国の財政支援が限定的**であり、県や自治体の**財政負担が大きい**
- 「**地域の未来予測**」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置は、作成から3年以内の事業に限定されているが、広域連携の取組を一層推進するためには**継続的な財政措置が必要**

提案・要望

1 過疎対策への財政支援の充実

過疎対策事業債については、資材価格等の高騰により建設事業費が上昇していることを踏まえ、過疎市町村が過疎対策事業を着実に実施できるよう必要額を確保すること

過疎市町村が社会インフラとしてのSS維持に取り組めるよう、公設民営型による給油所整備を過疎対策事業債の対象に含めるなど、財政支援を拡充すること

2 地方自治体が自主的に行う広域連携の取組への支援強化

定住自立圏の中心市要件を満たす都市がない圏域等において、県や中心となる市町等が広域連携に向けた調整等を中心的に担う人材を配置する場合など、県等による広域連携支援の取組への地方財政措置を講じること

広域連携に関するビジョンに基づいて広域連合が行う事業への地方財政措置を講じること

「地域の未来予測」に基づく広域連携の推進のための地方財政措置については、恒常的な措置とすることともに、措置額の上限を定住自立圏における近隣市町村に対する措置額と同程度まで引き上げること

9 未来への投資、社会資本整備予算の確保について

【総務省・財務省】

長野県の状況

●「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現に向けた社会資本整備

- ・ 広大な県土を有し急峻な地形や脆弱な地質条件を持つ本県は、**社会資本の整備が未だ十分ではない**
- ・ 令和元年東日本台風災害をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、**県土の強靱化が必要**である
- ・ **経済財政運営と改革の基本方針2024**では、「激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、『国土強靱化基本計画』に基づき、必要・十分な予算を確保」とともに「**5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める**」、また「『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に取り掛かる」とされている

取組

- **長野県強靱化計画に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」**を積極的に実施
- インフラの点検結果に基づき、**ライフサイクルコストを低減**するため、**予防保全の観点**で維持管理を実施



千曲川堤防決壊（長野市穂保）



令和2年7月豪雨では、各地で土砂災害や道路の寸断により集落が孤立するなど、地域住民の生活に影響を及ぼした



(一) 木曽川 木曽郡木曽町 上町
令和3年8月の大雨により護岸基礎が崩れ、
護岸に沿って並ぶ家屋12棟で倒壊のおそれ

課題

- 令和3年8月の大雨では、**幹線道路が通行止め**になり、地域の孤立が発生し地域住民の生活に影響を及ぼしたことから、**災害時にも機能する道路ネットワークの確保が必要**
- 近年、激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- **急速に老朽化する社会基盤施設を予防保全の考えに基づき適切に維持管理するためには、安定的・継続的な予算の確保**が大きな課題
- **直轄事業の大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



白馬村黒豆沢 令和5年12月の大雨により土石流が発生
多くの家屋被害が発生した

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（財務省）

インフラメンテナンスを含む県土の強靱化を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を、資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、当初予算で確保すること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（総務省・財務省）

「国土強靱化実施中期計画」の関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映し、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること

加えて、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

3 インフラの長寿命化対策への支援（財務省）

八潮市の事故等も踏まえ、地方自治体が予防保全の観点からインフラの長寿命化対策を着実に進められるよう、今後も必要な予算を安定的・継続的に確保すること

4 災害復旧における支援拡充・資機材の充実による支援強化（財務省）

TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舍の改修等の環境整備を継続的に図ること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること

10 寒冷地手当に係る制度の見直しについて

【総務省】

長野県の状況

● 本県における寒冷地手当制度

- 県は従来から、国家公務員の制度に準じる形で支給要件を定め、職員に対して寒冷地手当を支給してきた
- 国家公務員の寒冷地手当の見直しが行われたことを踏まえ、令和7年度、県においても寒冷地手当の改定を行った
- 当該改定については、国との均衡を図りつつ、県の実情等を踏まえより実態にあった制度とするため、一部国の基準と異なる内容の見直しを行った

令和7年度 寒冷地手当の改定概要

○ 支給地域：全県を支給対象に改正

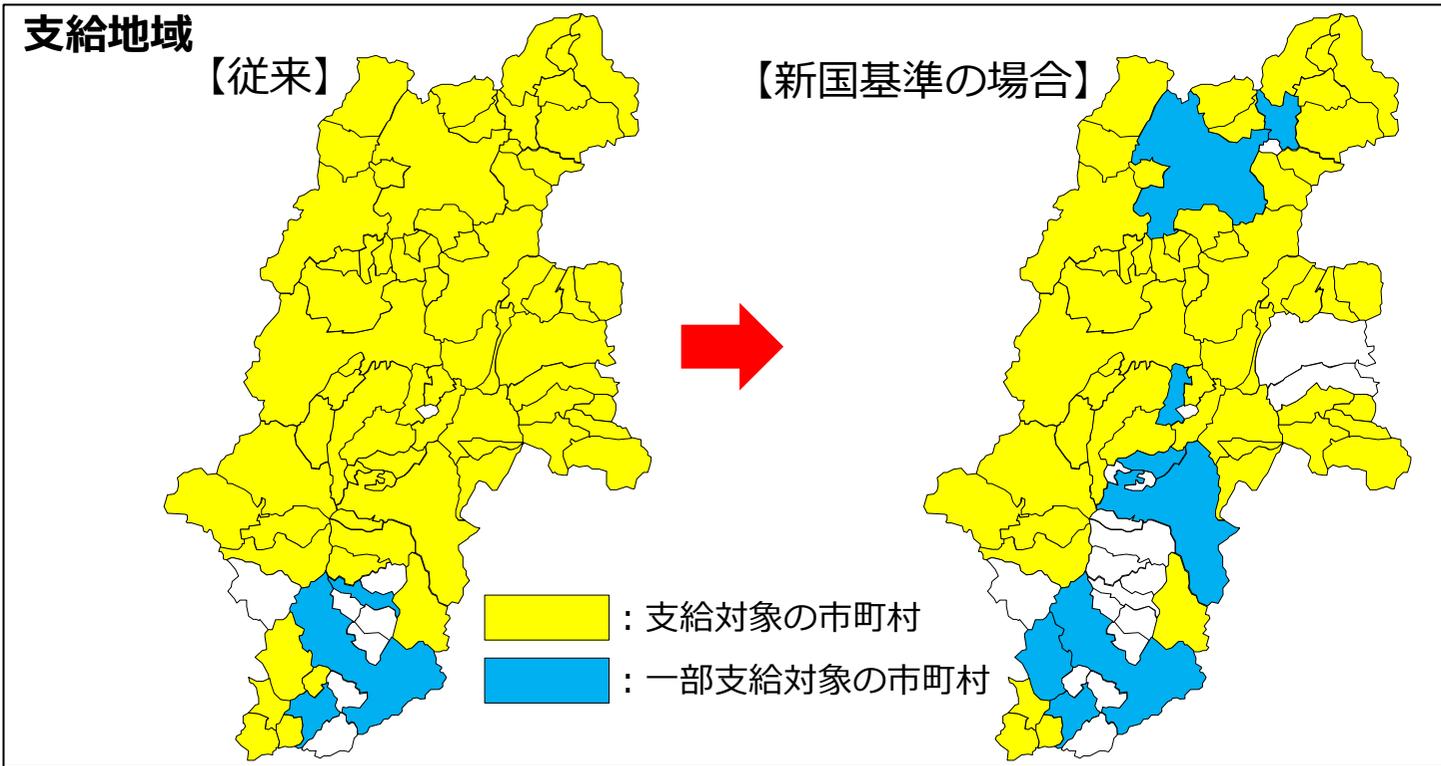
(従来：県内77市町村中、67市町村が支給対象)

- 職員は全県域の人事異動が予定されており、国の改定に準じた場合、**支給地域と非支給地域の混在**が著しくなり、**人事管理上の支障**の発生が懸念された (国基準非支給地域：10市町村→24市町村)
- これを踏まえ、国基準とは異なり、**全県を支給対象**とした

○ 支給月額：国基準の支給総額の範囲内に引下げ

(従来：国基準と同額)

- 支給対象を全県とした一方、支給月額は、公務の近似性・類似性を重視し、**国との均衡**を図った
- 手当支給総額が、国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えないよう**支給月額を引下げた**



年度	世帯等の区分		
	世帯主		その他の職員
	扶養あり	扶養なし	
改定前(R6)	19,800円	11,400円	7,360円
R7	16,000円	9,000円	6,000円
R8	15,000円	8,000円	6,000円
R9以降	14,000円	8,000円	6,000円

■ 特別交付税の減額規定等により、地域の実情に合わせた県独自の制度設計が難しい

- 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）において、**特別交付税の減額規定**が定められており、寒冷地手当を**国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えた場合、超えた分の特別交付税が減額**される
- 令和6年度、国の給与改定に伴い、総務省から「寒冷地手当について、国においては支給月額の上上げと新たな気象データを用いた支給地域の見直しを実施することとされたことから、**各地方公共団体においても、国と同様の措置を講じること**」と要請があった（令和6年11月29日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」）
- 現在、人口減少傾向にある中、優れた人材を確保していくため柔軟かつ迅速な給与制度の設定が求められるが、これら**一定の制約があることから地域の実情に合わせた県独自の制度設計が難しい**

提案・要望

1 特別交付税の減額規定の廃止

地方が地域や住民が必要とするサービスを十分担えるよう、地域手当と同様、寒冷地手当を国の制度に準じて支給した場合の支給総額を超えた場合、超えた分の**特別交付税を減額する規定を廃止**すること

2 地域の実情に合わせた給与制度の容認及び必要な法令改正

地方公共団体の給与制度について、多様な人材の確保や柔軟な働き方へ対応するため、地域の実情に合わせた支給要件や支給額を設定することができる給与制度が実現できるよう、**地方公共団体の裁量をより広範に認め、必要に応じて関係法令の改正**を行うこと

11 個別最適な学びの実現について

【総務省・文部科学省】

長野県の状況

●一人ひとりに合った学びを保障し、探究的な学び、多様性を包み込む学びの推進

- ・児童生徒へのきめ細かな指導のためには、教職員及びそのほかの専門スタッフの確保と柔軟な教職員配置が必要
- ・一人ひとりに合った学びの実現のためには、様々な学び方を実践できる学校施設の整備が必要
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向（小・中学校 H29：2,587人→R5：7,060人）にあり、フリースクール等民間施設を利用する児童生徒も増加（小・中学生 H29：94人→R5：477人）している

取組

○学校改革による子どもたちのウェルビーイング実現

- ・学校の仕組み改革等に取り組むウェルビーイング実践校「TOCO-TON」を指定
- ・「県立高校の特色化に関する方針」を策定

○少人数学級の実現と教育活動充実のための教員等配置

- ・国に先駆けて小中学校全学年で30人規模学級（35人以下学級）を実施（R7:250人の定数増）
- ・不登校、外国籍、発達障がい等の児童生徒を支援する教員を配置（R7:141人）
- ・小学校における外国語教育の充実のための英語専科教員や、小学校における教科担任制を推進するための専科教員を配置（R7:155人）

○長野県スクールデザインプロジェクト

- ・これからの時代にふさわしい学校施設について、専門家による検討結果の報告書を基に、県立学校における学びの質の向上と学び続ける個人と社会を支援するため、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応える学びと空間の一体的な改革を推進

○不登校児童生徒等に対する多様な学びの選択肢の提供

- ・ICT等を活用し、授業のオンライン配信やweb教材による学習を行うなど、不登校児童生徒のニーズにあった多様な学習を支援
- ・フリースクール等民間施設が、学びの場として安心して利用され、持続的に運営できることを目指した公的認証制度「信州型フリースクール認証制度」を創設（R6.4）し、40か所を認証（R7.8現在）

【成果①】

「授業は自分にあった教え方、教材、学習時間になっていた」と答えた児童生徒（小6、中3）の割合

<R6>

小6:長野県85.2%（全国84.3%）
中3:長野県83.1%（全国80.9%）

【成果②】

12月の時間外勤務時間1人当たり45時間以下の小中学校の割合
（R元：44.8% → R6：91.9%）

【成果③】

自宅でのICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
（R元:12人 → R5:228人）

課題

- 多様化・複雑化された教育課題に迅速に対応するためには、**地方の裁量で柔軟に教育課程を編成し、また教職員を配置することが必要**
- **高校無償化は、人口や私立高校が多い大都市部に恩恵が集中するほか、高所得世帯への優遇という懸念がある**
また、**施設設備が充実した私立高校への進学者が増加し、公立高校離れが進む恐れがある**
- 個別最適な学びの実現には、**様々な学び方に対応した学習環境の整備が必要だが、公立高校においては国の財政支援が無く県の財政負担が大きい**
- 多様なこどもの教育機会の確保を図るには、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる**義務教育段階における通信制学校の設置が必要**だが、現行の学校教育法の規定では、一部の例外を除き**通信制学校の設置ができない**
- 県内の多くのフリースクールは利用料を無料又は低額に設定しており財政基盤が脆弱であるため、フリースクール等民間施設に関する経済的支援が必要。**教育機会確保法制定時の衆参両院の附帯決議（不登校児童生徒がフリースクール等で行う多様な学習活動に対する経済的支援のあり方検討、必要な財政上の措置）に基づく経済的支援の確立に向けた検討が進んでいない**

提案・要望

1 学習指導要領及び教職員配置に係る地方の裁量拡大（文部科学省）

学校改革の推進と各校における主体的取組の実践に向けて、小・中学校における標準授業時数、高等学校における標準単位数の弾力的な運用を可能にし、教育課程編成など、地方の裁量範囲を拡大すること

また、細分化されている加配の区分を見直し、地方の裁量により加配教員を柔軟に配置できるようにすること

2 高校無償化による格差の是正と公立高校の教育環境の充実（総務省・文部科学省）

高校無償化を契機に、地方と都市部の格差や所得による格差が生じないように、国の責任において低中所得世帯への経済的支援の拡充や地方で負担が大きい遠距離通学への支援を行うとともに、公立高校の施設設備の充実、特色化・魅力化の推進に対し、新たな財政支援を講じること

また、高校授業料の無償化にあたっては、単位制高校の生徒が希望する授業を受講できるように、支給限度単位数の拡充を行うこと

3 義務教育段階における通信制学校の設置（文部科学省）

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られないこどもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること

4 不登校児童生徒等の多様な学習機会確保のための経済的支援制度の確立（文部科学省）

増加する不登校児童生徒等が学校以外で多様な学習機会を確保できるようにするため、地方の声・実情を十分に踏まえ、教育機会確保法の附帯決議に基づき、国の責任において、フリースクール等民間施設やその利用者に対する経済的支援のあり方を早期に検討すること

12 未来を担う若者の高等教育機会の確保について

【文部科学省】

長野県の状況

● 地方における高等教育機会の確保と修学支援の拡充

- ・ 本県の大学収容力は21.8 % (R6.5現在：全国44位) と低い状況であり、県内で様々な学問分野の専門的な教育を受けられるようにするため、高等教育機会の充実が求められている
- ・ 本県の県外大学進学率は81.5% (R6.5現在：全国8位) と高い状況にあり、進学時の教育費（授業料、入学金等）や生活費（住居費、食費等）の負担が重荷

取組

○ 県内大学の入学定員増を伴う学部・学科等の新設への支援（H28～）

- ・ 入学定員増を伴う学部・学科、大学院の新設（拡充）に係る施設設備整備に対して、県と大学所在市が協調して補助（県の補助率：対象経費の1/4）
（H28以降の補助実績：長野大学共創情報科学部（仮称）、清泉女学院大学看護学部など7大学）

○ 長野県大学生等奨学金事業による支援（R5.4～）

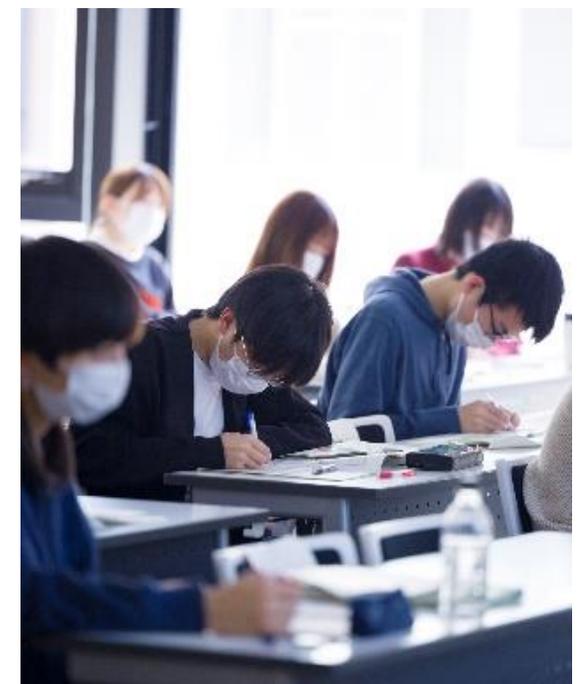
- ・ 高等教育に要する費用負担を軽減するため、長野県出身の大学等進学者を対象に、給付型奨学金を支給

○ 県立高等教育機関等の授業料・入学金を減免（R7.4～）

- ・ 低所得世帯の経済的負担の軽減を図るため、県立高等教育機関等の授業料等を減免
この他、医学生や看護職員を対象とした修学資金の貸付や、企業からの寄付をもとに児童養護施設退所者を対象とした奨学金を支給

（参考）高等教育の修学支援新制度(国)による授業料・入学金の減免（R2.4～）

- ・ 住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯（4人世帯で年収380万円未満）や多子世帯の中間層、理工農系学部の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金により、学費と生活費を支援



（長野県立大学の講義風景）

課題

- 国立大学をはじめとする地方の高等教育機関を「知の拠点」として、**教育・研究・地域貢献の機能を充実させるための財政的支援が必要**
- 今後「**地理的観点からの高等教育機関へのアクセス確保を図るための仕組みの構築や都市から地方への動き促進等を通じた地方創生推進のための取組が必要**」（令和7年2月21日中央教育審議会答申）
- 意欲ある学生が**経済的理由により本人が希望する進学を断念することがないよう、県としても奨学金の支給などの支援を行っているところであるが、国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実が必要**

<国の「高等教育の修学支援新制度」の更なる充実>

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免の上限額（年額）

（住民税非課税世帯）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

- ・ 住民税非課税世帯の上限額の拡充
私立大学の場合、授業料実費額（R5平均:約96万円）と減免上限額（約70万円）の差が大きく、学生の実負担額が多い
- ・ 中間所得層の支援対象の更なる拡大
支援対象が、令和6年度から中間所得層のうち多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等まで拡大され、さらに、令和7年度から所得制限なく、多子世帯に拡大されるなどの改善が図られるものの、他の中間所得層についても**経済的負担の軽減が必要**
- ・ 給付型奨学金支給対象の拡大
学生が在籍する大学等が高等教育の修学支援新制度の対象機関取消となった場合に、給付型奨学金や授業料等減免の対象外となることで地域内での進学先の選択肢が減り、地域外の大学等へ進学してしまうなど、地域社会への影響が大きい

提案・要望

1 地方における高等教育機関の充実強化

地方における教育機会の確保や地方創生の観点から、地方へのキャンパス設置など、地方に居ながらにして質の高い高等教育へのアクセスを確保するため、許認可権限を持つ国の主導により大学等の再配置に向けた取組を促進すること

2 高等教育の修学支援新制度の拡充・見直し

経済的な理由で希望する進路を断念することのないよう、「高等教育の修学支援新制度」について、住民税非課税世帯の上限額の拡充を図るとともに、支援対象をこどもの数や学部限定することなく、すべての中間所得層まで更なる拡大を図ること

また、法人の決算や収容定員充足率の要件を満たせず、制度の対象外となった大学等へ進学した学生が支援を受けられない状況が生じていることから、「大学経営に対するペナルティ」と「学生への修学支援を対象外とすること」は視点を分けて、要件の見直しを図ること

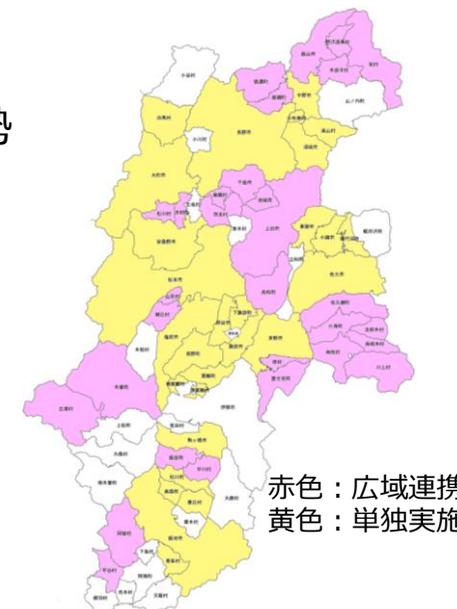
13 中学校部活動の地域クラブ活動への展開について

長野県の状況

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

● 地域の特色を生かし、地域に根差した中学校部活動の地域クラブ活動への展開を推進

- 市町村数（77市町村、全国2位）及び過疎市町村数（40市町村、全国3位）が多い
 - ➡ 過疎市町村は、人口減少の拡大と少子高齢化の進展により財政力が脆弱で地域社会を支える人材が不足
- 広い県土（全国4位）の84%が山地で、フォッサマグナと中央構造線が交わるため山地と盆地が入り組む複雑な地勢
 - ➡ 近隣市町村への移動に時間を要し、特に県南部は木曽谷と伊那谷の間に木曽山脈がそびえる
- 豊かな自然や地域の特色を生かしたスポーツ・伝統芸能を大切にする文化が根強い
 - ➡ スキーやスケート等のウィンタースポーツ、諏訪の御柱や大鹿村の人形浄瑠璃には中学生が進んで参加
- 公民館数（1,789館、全国1位）や中学生地域行事参加率（65.7%、全国3位）が高く、地域コミュニティーが残存
 - ➡ 地域全体で「おらほの子どものため…」の意識が非常に強く、学校教育・社会教育に対して協力的



令和7年度は39地域57市町村が国の実証事業に取り組む

地域独特の特色を生かした魅力的な地域クラブの構築にあたり、国・県の支援と近隣市町村の連携が不可欠

- 各市町村へコーディネーターの配置及び連携会議や訪問支援を行う県総括コーディネーターの配置が必要
- 地域クラブが広域化するため、生徒の移動手段やICTを用いた遠隔指導の研究が必要
- 全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブへのマッチング支援が必要
- 豊かな自然や地域の特色を生かした多様なスポーツ・文化芸術活動体験機会の創出が必要

取組

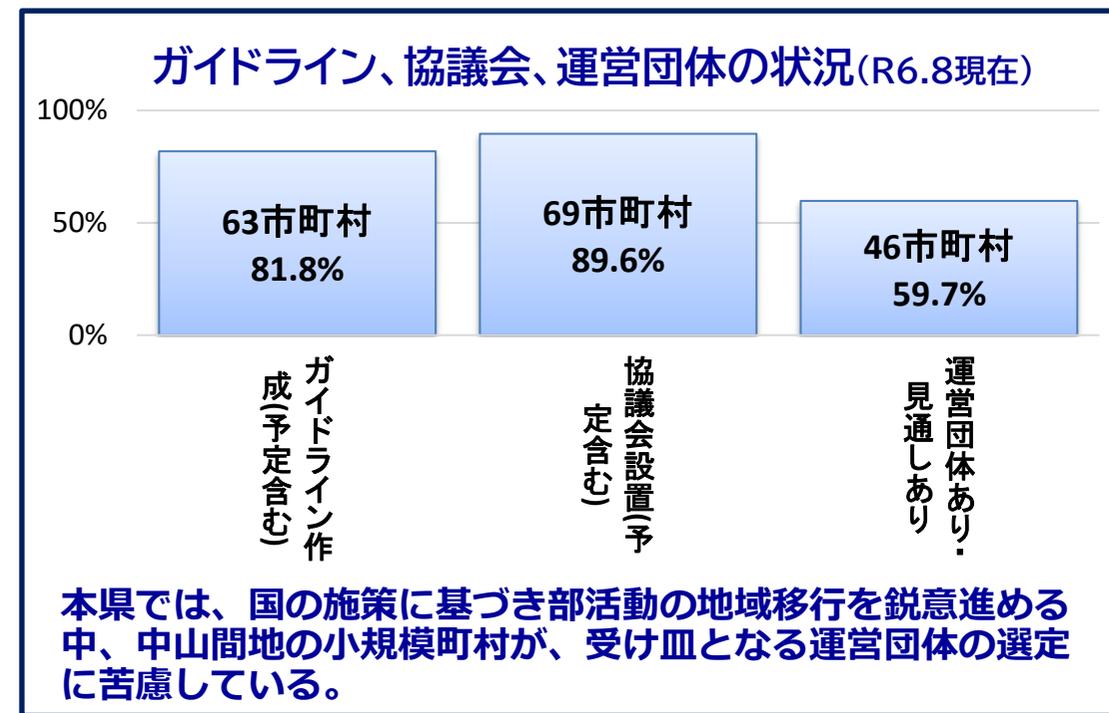
- 「活動指針」及び「ガイドライン」の策定
 - ・ 中学生期の部活動や地域クラブ活動の在り方を示した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」策定（R6.3）
 - ・ 地域クラブ活動への展開手順や運営面の留意事項等を示した「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」策定（R6.3）
- 「信州地域クラブ活動指導者リスト（指導者リスト）」の構築
 - ・ 企業や大学と連携を図り、全県レベルでの指導者リストを作成し、地域クラブ活動とのマッチングを支援
 - ➡ 令和7年2月末現在 登録者281人
- 「学校部活動の地域クラブ移行リーフレット」による啓発
 - ・ 地域クラブ活動への展開の目的や受益者負担の考え方などを周知
- 県総括コーディネーターによる連携会議の開催や訪問支援
 - ・ 他市町村との連携の渉外、協議会及び運営事務局の設立等を支援
 - ➡ 69市町村延べ80回（2月10日現在）
- 地域クラブ活動指導者を含めた指導者研修会の実施



指導者募集の街頭啓発活動

課題

- (1) 小規模町村が多い本県では、少子高齢化社会の進展も急速に進む中、
 - ① 受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の運営団体が不足
 - ② 指導者不足と指導者の高齢化が顕著
 - ③ 地域クラブ指導者の報償費の財源確保が必要
- (2) 多様なニーズに応じた活動を保障するため広域連携の取組が多い中、
 - ① 活動場所までの移動手段や移動時間の確保が必要
 - ② ICTを用いた遠隔指導の早期導入が必要
- (3) 部活動から地域クラブ活動への展開が進む中、
 - ① 地域クラブ活動の安全確保のための体制整備が必要
- (4) 運営団体の見通しが立つ都市部（長野市や松本市）においては、休日・平日の完全移行が計画される中、
 - ① 休日の地域展開さえ難しさを抱える小規模町村との地域間格差拡大への危惧
 - ② 財政力が脆弱な小規模町村においては、改革推進期間終了後の令和8年度以降も国からの財政支援が必要



提案・要望

1 中学校部活動を地域クラブ活動に円滑に展開するための財政支援（スポーツ庁・文化庁）

受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の整備充実と持続可能な運営のための補助制度を創設とともに、地方スポーツ振興費補助金を改正し、地域クラブ活動指導者を補助対象とすること

参加費用や送迎支援を含めた受益者負担の軽減及び経済的困窮家庭の子どもが活動機会を失わないための補助制度を創設すること

2 地域クラブ活動の安全確保のための体制整備（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）

活動中の事故や指導者の不適切行為等の防止対策、事故や不適切行為等が発生した際の責任の所在や指導者資格の取扱い、生徒及び指導者の保険加入など、国による生徒の安全確保のための体制整備に係るガイドラインを提示すること

3 改革推進期間後の財政支援（スポーツ庁・文化庁）

中学生期の新たなスポーツ・文化芸術活動の拠点となる地域クラブが、自治体の実情に応じて地域クラブ活動への展開の進捗状況が異なる点に十分配慮し、自治体の規模、財政力によって子どもの活動機会の格差が生じないように、改革推進期間後も実証事業に代わる国の財政支援を継続すること

財政支援に要する財源の確保に当たっては、今後、支出削減が見込まれる教員や部活動指導員に係る経費相当分の活用を視野に入れて検討すること。なお、地方負担を求める場合は、その必要性を示すこと

14 生活困窮者支援の推進について

【厚生労働省】

長野県の状況

●原油・物価高騰等の影響を受けやすい生活困窮者への支援の実施

- ・生活困窮者からの相談は「生活費」についてが約7割を占め、自立に向けての集中的な支援が必要
- ・「まいさぽ」への相談は、コロナ禍を過ぎて、生活費に関する相談だけではなく、複合的な課題を抱える相談者の割合が増えており、相談者に寄り添ったきめ細かい支援が必要である。加えて、特例貸付償還に係る借受人に対するフォローアップ支援業務の負担も大きく、相談員の疲弊感が増している
- ・生活保護制度においては、自動車の使用は限定されており、本県のような山間地域が多く公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、日常生活の移動に制限が生じている
- ・生活扶助基準において、夏季に生ずる一定の需要は考慮されているものの、近年の急激な気候変動に伴う猛暑に対応した扶助費が必要

取組

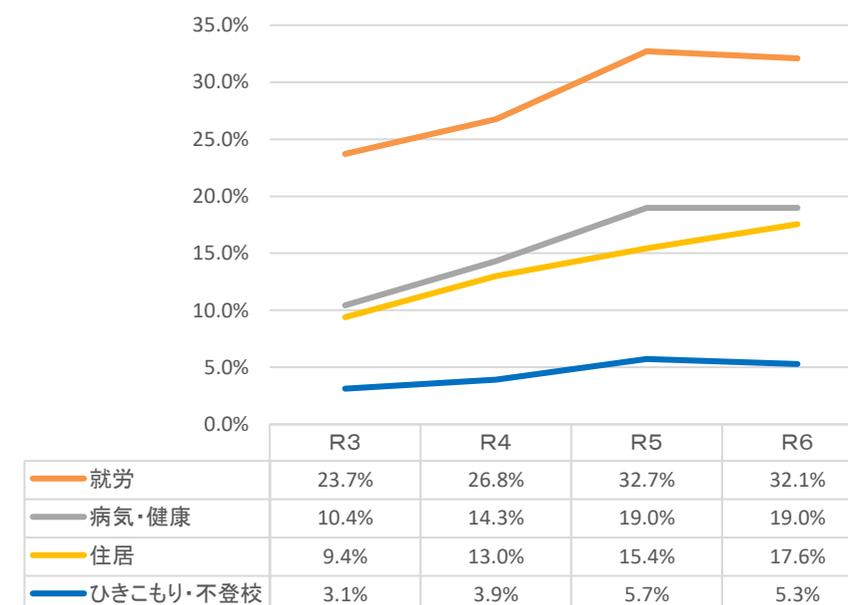
○自立相談支援機関（まいさぽ）による支援

- ・県下26か所にワンストップ型の相談支援拠点を設置し、生活に困難を抱えた方に対する相談・就労支援を実施
- ・相談に丁寧に対応するため、相談員を増員し支援体制を強化
⇒住居確保給付金等の支援制度につなぐとともに、就職活動に係る経費や特例貸付の償還金に対する補助など、県独自の支援により、早期自立を支援
- ・長野県社会福祉協議会内に「長野県フードサポートセンター」を設置し、物価高騰等の影響を受け生活にお困りの方に対し、生鮮食品を含めた多様な食品の安定的な提供を実施

○価格高騰特別対策支援事業補助金による生活者への支援

- ・電力、灯油、食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、住民税（所得割）非課税世帯等を対象に支援金を支給（1世帯当たり3万円（R4）、2万円（R5・R6））

新規相談における相談割合※



※生活費及びその他を除く

課題

- 生活困窮者自立支援制度に基づく各事業には、国庫補助額に上限額が設定されており、補助率も低く、地方自治体の負担が大きいため、**相談員の処遇改善や支援の充実が困難**

例・上限額は人口規模により算定。40万人～50万人未満では基準額が50,000千円（R6.1.1時点 本県町村人口：405,491人）
・子どもの生活・学習支援事業では補助率1/2、就労準備支援事業は2/3、家計改善支援事業2/3 等

- 生活保護基準の改定は5年おきに行われるが、直近の物価高騰等の状況や、近年の猛暑等による夏季の需要が反映されていない。また、エアコン購入費の支給は、一定の条件下での保護開始時や転居時に限られる
 - ・直近の基準改定（R5.10）は、令和元年の全国家計構造調査を基に実施
 - ・熱中症警戒アラート（長野県） 令和3年度：3回⇒令和6年度：19回
- 本県のような山間地域が多く、公共交通機関の利用が著しく困難な地域や降雪の多い地域に居住する生活保護受給者については、生きるための日々の暮らしに自動車が必要。例外的に自動車保有が認められた場合は、日常的な買い物等への利用も可能となったが、例外ケースに該当しない場合の自動車の保有は認められていない
 - 〔自動車の保有（使用）が認められる例外ケース〕
 - ・障がい者（児）、公共交通機関利用困難地区居住者の通勤、通院、通所、通学用
- また、自動車の保有が認められないことで、**生活保護の申請をためらう要因にもなっている**

提案・要望

1 生活困窮者の自立支援の促進と財源確保

自立相談支援事業に携わる職員の処遇改善や、生活困窮者自立支援制度に基づく各事業の充実を図るため、各事業の国庫補助の上限額を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること

2 生活保護基準に係る改定方法の見直し

生活保護基準の改定方法について、直近の社会経済情勢の変化などの影響を反映する改定方法とすること

近年の気候変動による猛暑の状況を鑑み、熱中症対策に係る特別な需要増加を踏まえた夏季加算等を創設や、エアコン購入費支給に係る対象要件の適切な見直しをすること

3 生活保護制度における公共交通機関の利用が著しく困難な地域の自動車使用の要件緩和

公共交通機関利用困難地域に居住する生活保護受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため、例外ケースに該当しない、買い物や各種サービス機関の利用等の日常生活における利用のみについても、自動車使用を認めること

15 医療提供体制の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 持続可能で質の高い医療提供体制の確保

- 昨今の物価高騰等の影響により、**県内病院からは、病院経営が非常に苦しい状況にあるとの声**を聞いているところ
(参考) 県内病院の令和6年度決算状況(当期純利益) : 県立病院機構 約△15億円、日赤 約△11億円
- 人口減少社会における将来の地域医療のあり方を考える上で、**病床の適正化など病院経営の健全化に取り組む医療機関に対し、十分な財政支援は重要**
- 医療需要の変化等に対応し、**病床機能の転換等を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による財政支援が必要不可欠**

取組

○ 病床数適正化支援事業による支援

20医療機関 194床 763,344千円(要望額に対し約25%の配分状況)

○ 社会福祉施設等価格高騰対策支援事業(光熱費・食材費・燃料代の価格高騰分の一部への助成)

1,201医療機関 374,775千円(病院・有床診療所: 12万円+1.5万円×病床数 無償診療所: 6万円)

○ 地域医療介護総合確保基金事業による支援

年度	病院名	基金支援額	内容
R 4	鹿教湯病院	1.1億円	三才山病院(237床)と統合し、現地建替え
R 5	上田市立産婦人科病院	0.6億円	分娩機能を信州上田医療センターへ集約し、急性期病床(27床)を廃止
R 6	信越病院	4億円	97床→52床まで病床削減し、移転建替え

課 題



長野県PRキャラクター「アルカ」
©長野県アルカ

- 医療機関は、公定価格である診療報酬により運営されているが、**物価や賃金の上昇に診療報酬改定が対応しきれていない**
- **病床数適正化支援事業の県内配分状況は約25%**であり、適正化を希望する医療機関に対して**十分な支援が行えていない**
要望状況：36医療機関 741床 2,982,696千円
支援状況：20医療機関 194床 763,344千円（要望額に対し約25%の配分状況）
- **令和9年度に向けて大規模病院の建替えが予定されており、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援が必要であるが、令和9年度以降の方針が示されていない**

【県内病院の建替え予定】

着工年度	病院名	総事業費（R7.8時点）	内容
R 9	昭和伊南総合病院	2 7 1 億円	300床→199床まで病床削減し、移転建替え
	長野赤十字病院	5 2 3 億円	652床→565床まで病床削減し、移転建替え

提案・要望

1 社会経済情勢を踏まえた適切な診療報酬改定

地域の医療提供体制を将来にわたり確保していくため、社会経済情勢を踏まえた適切な診療報酬の改定を行うこと

2 病床数の適正化に取り組む病院への財政支援

病床数の適正化に取り組む病院の支援が、円滑に行えるよう必要な予算を確保すること

3 地域医療介護総合確保基金の財源確保並びに令和9年度以降の基金制度の継続

病院の建替え等に対し、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援が行えるよう、必要な予算を確保するとともに、令和9年度以降の方針を早期に示すこと

16 医師の確保について

【厚生労働省】

長野県の状況

● 住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が求める医師を確保

- ・ 医師の不足、偏在があり、それらの是正が必要
 本県の医師偏在指標…**219.9 (全国36位・医師少数県)**
 「少数区域」の医療圏…**4 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(330医療圏中) …上小(280),木曾(263),飯伊(256),上伊那(247)
 - ・ 産科医の不足と併せて、女性比率の高まりへの対応が必要
 本県の分娩取扱医師偏在指標…**9.2 (全国36位・相対的医師少数県)**
 「相対的少数区域」の医療圏…**3 医療圏(※)** / 全10医療圏
 ※医療圏(263医療圏中) …上伊那(234),飯伊(222),北信(189)
- [県内の全診療科女性医師比率：16.3%(H22) → **20.6%** (R4)
 [全国の産科・産婦人科女性医師比率：29歳以下では**64.9%** (R4)]]

医師の総数は増加しているが、30, 40歳代は減少傾向

年齢区分	H18年	H24年(H18年比)	R4年(H24年比)
20代	338	359 (+21)	432 (+73)
30, 40代	2,051	1,960 (▲91)	1,857 (▲103)
50, 60代	1,241	1,687 (+446)	2,097 (+410)
70代超	529	502 (▲27)	660 (+158)
合計	4,159	4,508 (+349)	5,046 (+538)

取組

○ 地域医療人材拠点病院支援事業の実施

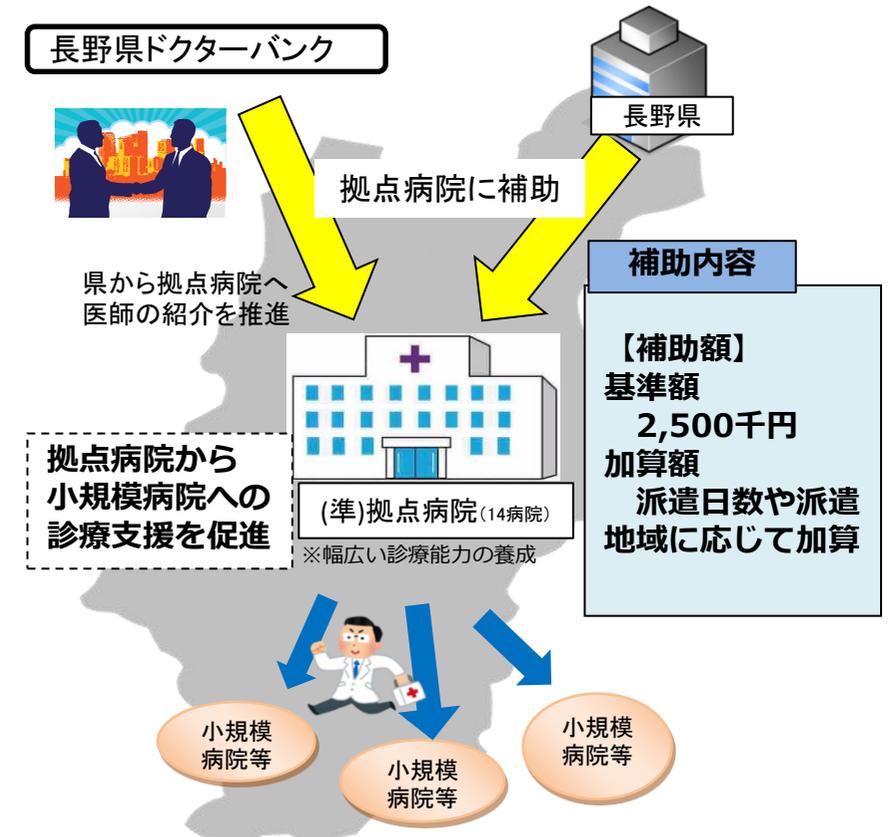
県内11病院を拠点病院(H30~)・3病院を準拠点病院(R2~)に指定し、拠点病院が行う小規模病院・診療所への医師派遣、研修医の確保・養成等に要する経費を補助

⇒ 県内**14の拠点病院(準拠点病院含む)**が、延べ**70ヶ所**の小規模な病院・診療所に医師派遣を実施 (R6年度：3,293人日/年)

○ 産科医療等の確保に向けた支援策の実施

- ・ **ドクターバンク事業**による産婦人科医の就業 (R6年度までの累計24人)
- ・ 医師研究資金貸与事業による産科医の確保
- ・ 臨床研修資金等の貸与による、将来、産科を志す研修医の確保
- ・ 産科医に対する分娩手当の支給による処遇の改善
- ・ 産科医の負担軽減及び勤務環境改善のため、院内助産の普及を推進

地域医療人材拠点病院による人材育成・診療支援





- 地方の医師不足の背景には構造的な問題があり、現行制度下において**県単独の取組だけでの医師確保には限界がある**
- 平成20年度以降の医学部定員の臨時増もあり全国の医師数は増加傾向にあるが、**依然、地域間・診療科間の偏在は続いており、その是正が必要**
- 「医師の働き方改革」は令和6年度から医師の時間外労働上限規制が適用され、今後も引き続き推進する必要があるが、**地域医療への影響が懸念されており、医療提供体制の維持との両立が求められる**
- **臨床研修医及び専攻医の都市部への集中**は、都道府県間の医師偏在を助長することにつながる
- **産科医等の不足**により、身近な施設でのお産が困難となりつつある
- **開業医の高齢化**が進み、将来における診療所等の存続が危ぶまれている

・ 県内分娩取扱医療機関は約**38%減少**
 <55施設 (H17) ⇒ 34施設 (R7.3) >
 ・ **飯伊・木曾**の2医療圏での**分娩取扱いは各1医療機関のみ**
 ※木曾圏域はR8からの分娩休止となる見込み
 ・ **大北医療圏**においては**分娩取扱医療機関なし**

提案・要望

1 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの効果的な実施及び財政支援

医師少数区域等へ実効的な医師配置が行われるよう、国が推進する「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の施策を効果的に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金等による財政支援をより拡充すること

2 医師の働き方改革の推進と医療提供体制の維持との両立

医師の働き方改革の影響に関する継続的な実態調査、詳細な分析を行い、地域の医療提供体制に影響が生じることのないよう、医師確保・偏在対策に関する各施策の方針に確実に反映させること

3 医学部臨時定員枠の継続、臨床研修医及び専攻医の都市部への集中防止策の徹底

より精緻な医師需給推計等を行った上で、地域・診療科ごとに真に必要な医師数を算定するとともに、大学が地域と連携して医師を育成・派遣する役割を果たせるよう令和9年度以降も現在の医学部臨時定員枠の措置を継続すること

臨床研修については、抜本的に地域偏在を解消するために募集定員上限の算出に係る激変緩和措置（直近の採用人数保証）を廃止すること

専攻医については、都市部集中を防止するため、将来の医療需要を踏まえ、必要な医師養成数を定めた上で、シーリングを厳格に実施するとともに、現在シーリング対象外となっている産婦人科や外科等も対象とすること

4 地域において不足する産科医・小児科医等の確保策の実施

都市部への産科医等の集中を抑止するため、医学生や研修医に対し産科等の専攻を促す仕組みを創設すること

産科や小児科などの医師が不足する地域における医療体制を確保するため、医師派遣を行う基幹施設への支援を充実させること

5 地域における診療所等の担い手確保策の実施

医師の高齢化・後継者の不在等が深刻化している診療所等の担い手を確保するため、今年度開始した診療所の承継・開業支援について令和8年度以降も継続するとともに勤務意欲に繋がる真に実効性の高い対策を講じること

17 物価高騰と賃上げに対応するための総合的な対策の実施について

長野県の状況

【内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・国土交通省】

● 県民の確かな暮らしを守り、持続可能な産業構造への転換を図るため、パッケージで支援

- ・先行きが不透明な厳しい経済状況を踏まえ、県民の確かな暮らしを守り、中小企業等の安定的で持続的な経営を支えるため、4つの柱からなるパッケージを令和7年6月に策定し、県民や事業者等の皆様を切れ目なく支援
- ・更なる対策として、賃上げ環境の整備や価格転嫁の促進、省エネの加速化による構造転換に取り組むため、令和7年9月に、パッケージを改定・強化

取組

長野県 物価高騰・米国関税措置支援パッケージ

1 県民の確かな暮らしを支援 ～守る～

- コメの価格高騰対策
- エネルギー価格高騰対策
- 物価高に対する生活者支援

2 当面の経営環境の変化への対応 ～支える～

- 賃上げ環境の整備
- 価格転嫁の促進
- 中小企業への経営支援

3 中長期的な経営基盤の強化・構造転換 ～備える～

- 付加価値向上・産業DX支援
- 省エネの加速化
- スタートアップ・エコシステムの強化
- 海外展開・生産拠点の多角化
- しあわせバイ信州運動の推進

4 『伝える』情報の発信

- 相談窓口の設置
- 支援策をわかりやすく確実に届けるため、丁寧かつ積極的に情報を発信

賃上げ環境の整備

- ・持続的な賃上げを行うための生産性向上に資する設備投資や人材育成を行う中小事業者を支援
- ・中小企業融資制度の拡充(賃上げ支援)

価格転嫁の促進

- ・「長野県価格転嫁サポーター制度」を創設し金融機関等による支援体制を強化
- ・専門家等による細やかな価格転嫁サポート

スタートアップ・エコシステムの強化

- ・スタートアップ・エコシステムの強化に向けた支援戦略の策定・PR強化等

- 長引く物価高騰の中、実質賃金の低下が続くとともに価格転嫁が十分に進まず、家計や企業収益を圧迫
- 長野県の最低賃金は過去最大となる63円の引上げにより1,061円に改定。中小事業者には人件費負担の増大による経営への影響が懸念。インフレが進む中で暮らしを安定させるためには、物価上昇を上回る賃上げの持続が不可欠
- 資金繰りが悪化している中小企業も少なくないことから、経営基盤強化を後押しする強力な支援策が引き続き必要
- 中長期的には、中小企業が継続的な発展に向けて、オープンイノベーションを進めるためには、スタートアップとの連携が必要であり、地域の未来を切り拓くスタートアップの支援が必要
- 資材価格高騰により、価格の上昇分を請負額に反映できる建設工事請負契約書第26条のスライド条項における1～1.5%の受注者負担割合が受注者の適正な利益を圧迫

提案・要望

1 円滑な価格転嫁や賃上げに対する支援（内閣府・中小企業庁）

円滑な価格転嫁に向けた環境整備や、物価上昇に見合った賃上げのための環境整備に対する支援を継続して行うこと

2 物価上昇に負けない賃上げの実現に向けた支援（内閣府・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁）

国が最低賃金について掲げた「2020年代に全国加重平均1,500円を目指す」という高い目標の実現に向けて、中小事業者が大幅な引上げに対応できるよう、国の責任において十分な支援措置を講じること

3 中小企業等の短期及び中長期的な取組の支援（経済産業省・中小企業庁）

物価高騰等により厳しい経営環境に置かれた中小企業者等の経営改善・事業再生支援策を継続するとともに、国による保証料補助を含む新たな資金繰り支援の保証制度を創設及び継続するほか、事業転換や生産性向上を後押しする支援策を継続して行うこと

また、スタートアップ支援として、「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成加速化プラン」を踏まえ、現在対象地域外の本県についても、「J-startup地域版」に速やかに加えるとともに、拠点都市で構成するコンソーシアムを主導する自治体を対象とした、財政的な支援策を検討すること

4 標準請負契約約款（スライド条項）の受注者負担割合の見直し検討（国土交通省）

建設業者の適正な利益が得られるよう、実態調査に基づく受注者負担割合の見直しについて検討すること

18 米国の関税措置等による経済への影響の緩和・克服について

【内閣府・農林水産省・経済産業省・中小企業庁】

長野県の状況

●長野県の取組

○米国関税に係る長野県連絡協議会の設置(4/11~)

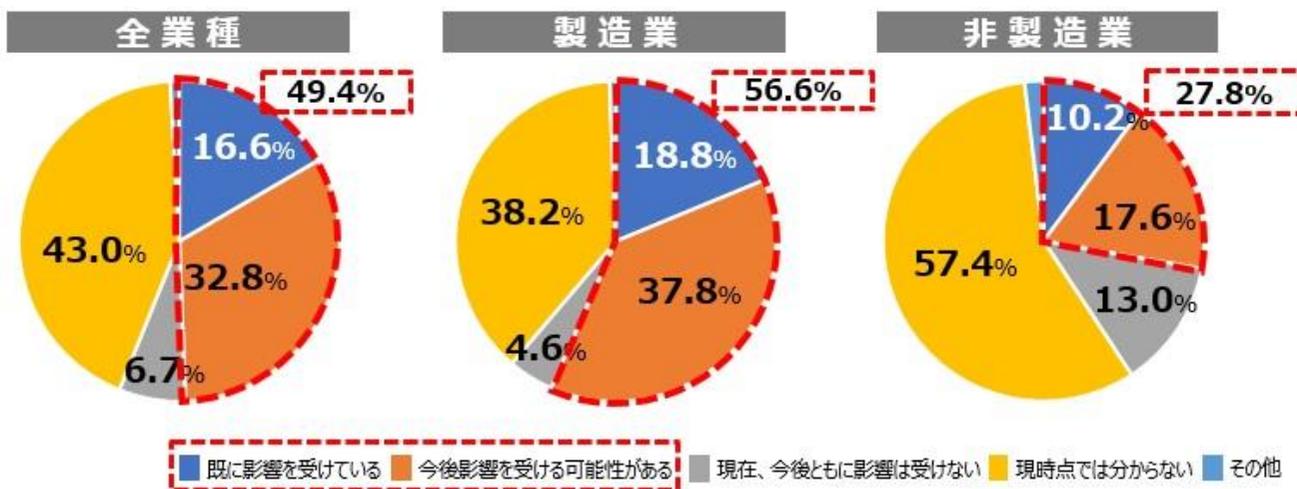
- ・経済4団体、国、農業団体など10の機関が参加
- ・連絡協議会及び実務者連絡会を合計5回開催し、影響等の情報収集や支援策に関する意見交換を実施

○アンケート調査で県内企業への影響を把握(4,7月)

米国関税措置の長野県企業への影響に関する緊急アンケート結果

実施主体：米国関税に係る長野県連絡協議会
調査期間：2025年7月22日~8月8日
回答数：433件（製造業325 非製造業108）

【米国関税政策の影響について】



○全業種では「影響を受けている」「今後影響を受ける可能性がある」が約5割を占める一方「現時点では分からない」とするものが4割強となった。

長野県 物価高騰・米国関税措置支援パッケージを策定

県民の確かな暮らしを守り、持続可能な産業構造への転換を図る支援策をパッケージにまとめ、県民・事業者を切れ目なく支援

<支援パッケージ1.0策定(6/13) ⇒ 2.0に改訂・強化(9/19)>

【支援パッケージ概要(一部抜粋)】

1 県民の確かな暮らしを応援

- ・エネルギー価格高騰対策

2 当面の経営環境の変化への対応

- ・中小企業への経営支援（中小企業融資制度の拡充）
- ・賃上げ環境の整備(賃上げを行うための生産性向上に資する設備投資や人材育成を行う中小企業者等を支援)

3 中長期的な経営基盤の強化

- ・付加価値向上・産業DX推進（専門家派遣による経営課題解決支援）
- ・海外展開・生産拠点の多角化（海外販路の新規開拓支援）

4 「伝わる」情報の発信

- ・相談窓口及び専用HPの設置、プッシュ型の情報発信

課題

● 関税措置の長期化に伴う影響・課題への対応が必要

- ・ 米国向け販売減や値下げ圧力 ▶ 企業の売上・利益減少
- ・ 経営の不確実性高まり ▶ 価格転嫁抑制、雇用環境悪化
- ▶ 賃上げ機運の停滞

⇒事業計画(投資計画・サプライチェーン)の見直しや、
新事業・技術開発・販路開拓などの対応に迫られている

- ・ コメ等農畜産物の輸入拡大 ▶ 農業者の所得減少、離農の加速

長野県独自に対策を講じているが、長期にわたる影響を見据え、国を挙げた支援が必須

企業が政府や自治体、関係機関に期待する支援

回答数(割合)

- ① 資金繰り・資金調達支援
... 99 (13.8%)
- ② 生産性向上への支援
... 97 (13.6%)
- ③ 情報提供の迅速化・充実化
... 96 (13.5%)
- ④ 価格の維持・向上支援
... 89 (12.4%)
- ⑤ 雇用対策の強化
... 81 (11.3%)

出所：2025年7月 米国関税措置の長野県企業への
影響に関する緊急アンケート
(米国関税に係る長野県連絡協議会)

提案・要望

自由で開かれた貿易体制の維持と国民への迅速かつ正確な情報提供、事業者・農業者への支援

自由貿易体制の維持に向け、米国に対して今回の関税措置の見直しを粘り強く求めるとともに、関税措置に関する最新情報を迅速に収集し、国民や事業者等に正確な情報を提供すること

また、地方の産業や雇用への影響を軽減するため、次の対応・支援を行うこと

- ・ 輸出関連事業者や中小企業等に対する資金繰り支援、経営指導、価格転嫁の円滑化などあらゆる支援
- ・ 国際貿易ルール下での農畜産物輸入の枠組を堅持し、農業者の営農継続が可能となる支援
- ・ 地方経済が持続的に発展し、我が国の経済全体を強力に支える経済構造としていくため、新たな国内外の販路開拓・拡大、新分野進出に向けた支援

19 ガソリン価格高騰への対策について

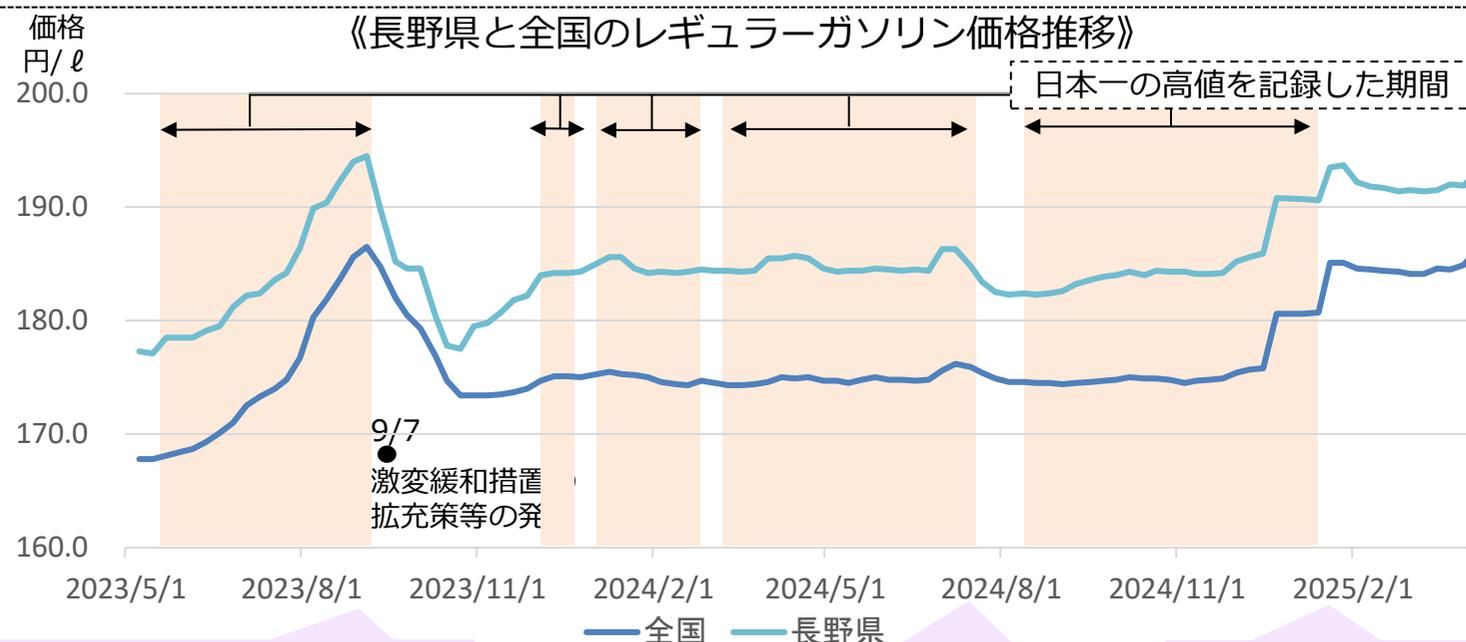
【消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

長野県の状況

●全国の中でもガソリン価格が高く、SS（サービスステーション）過疎が深刻

① 長野県のガソリン価格の現状

日本一の高値を断続的に記録している



《長野県のガソリン価格が高いと考えられる要因》

- 販売量が少ないSSやSS過疎地が多いこと、中山間地域が多く灯油配達のコストが大きいことなど様々な要因によって**経営コストが高く、販売価格を高くせざるを得ない**
- また、製油所から遠いため、**輸送コストがかかる**

5/22～9/4まで16週連続で日本一の高値を記録

3/11～7/22まで20週連続で日本一の高値を記録

8/13～1/14まで22週連続で日本一の高値を記録

※石油製品価格調査（資源エネルギー庁）

② 長野県のSSの現状

- SSは全国的に減少傾向にあるが、長野県は全国を上回る減少率となっている
- SS過疎地（SSが3か所以下の市町村）の割合は45.5%となっている（全国第3位）

《SS数の推移》

年		H24	R6	対H24比
SS数	長野県	1,033	744	△26.9%
	全国	36,349	27,009	△24.6%

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）

SS過疎市町村の割合は長野県が全国第3位

	都道府県	市町村数 (A)	「SS過疎地」市町村数(B)	「SS過疎地」市町村割合(B/A)
1	奈良県	39	20	51.3%
2	沖縄県	41	19	46.3%
3	長野県	77	35	45.5%
4	北海道	179	73	40.8%
	全国	1,741	381	21.9%

順位	都道府県	販売量 (KL/SS)
1	東京都	4,609.2
2	大阪府	2,684.4
3	神奈川県	2,628.6
4	三重県	2,310.3
5	埼玉県	2,275.3
-	全国	1,632.0
29	長野県	1,165.1

※都道府県別SS数の推移（資源エネルギー庁）及び都道府県別販売実績（石油連盟）を基に作成

○SS過疎地対策の実施（R5.10.6～）

- ・持続可能な運営体制の検討を進めるため「SS過疎地対策の手引き」を作成
- ・検討の主体となる市町村の検討を支援するため「市町村サポートチーム」を設置

○ガソリン価格の適正化等に関する検討会の開催（R7.3.27～）

- ・中山間地等の小規模SSの支援及び価格抑制等の取組を検討するため、経済団体、市町村等と設置

○市町村によるSSの維持・強化、地域拠点づくりの取組を支援（R8～R12）

- ・検討会の議論を踏まえ、中山間地域等のSSの維持・強化等に取り組む市町村を集中支援する方針を打ち出し
（主な支援策例：地域の燃料供給の姿の策定や、それに基づく施設整備の費用に対して国庫上乗せ支援）

課題

- 都市部と比べ販売量が少ない地域あり ⇒ **経営維持のため販売価格を高くせざるを得ない**
- 5月から始まった新たなガソリン価格引き下げ制度は、元売りのガソリン販売価格を1ℓ10円まで定額で引き下げる仕組みであり、**ガソリン価格に大きな地域間格差があることが考慮されていない**
- 製油所から遠いため輸送コストがかかる ⇒ **卸価格の地域間格差が生じており是正が必要**
- SS過疎市町村が多く、販売量が少ない小規模事業者が多い ⇒ **経営が厳しいSSが多く、SSの経営の合理化等が必要**

提案・要望

1 ガソリン価格の地域間格差の是正（経済産業省・資源エネルギー庁）

中山間地域など、ガソリン価格が高く暮らしへの影響が大きい地域の実態を踏まえ、価格帯に応じた支援を講じるなど、地域間格差なく全国どの地域においても安心してガソリンを購入できるよう、新たな支援制度を検討すること

2 SS経営合理化の促進及び自治体によるSS承継・合併等に向けた支援充実

（消防庁・経済産業省・資源エネルギー庁）

タブレット型給油許可システムや灯油タンク等スマートセンサー整備等を支援する「SSネットワーク維持・強化支援事業」の予算を当初予算において確保するとともに、多機能化の支援内容の充実や共同化に特化した支援メニューを設けるなど**制度の拡充**を図ること

生活の必須インフラであるSS維持のため、「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業」の予算額を大幅に拡充するとともに、小規模自治体に対してより手厚い補助率・上限額を設定すること

また、真に対策が必要な市町村が活用できるよう、同事業の補助対象を「SS過疎地等」に限定せず柔軟に設定するとともに、SSの新設・移転に係る地質調査、用地造成・地盤改良工事等の費用を対象経費とすること

防火塀やタンクの技術基準の見直しなど規制緩和による維持管理コストの縮減について研究を進めるほか、頻発激甚化する災害に備え、SSの石油備蓄、自家発電設備新規整備の支援制度を設けること

20 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築について

【総務省・国土交通省】

長野県の状況

● 持続可能な社会を支える地域公共交通の再構築が急務

- ・ 少子化・人口減少の急速な進行などにより利用者・収入の減少に加え、燃料価格の高騰等により事業者の経営は悪化
- ・ 事業者の経営努力や国等の支援制度を活用しても、担い手不足の深刻化等による路線の減便・廃止が相次いでいる状況
- ・ 交通事業者の自助努力で公共交通を維持・確保することが困難なため、都市圏を除く地方においては「行政の主体的な関与」が必要

取組

○ 公共交通の維持に県が主体的に関与

- ・ 令和5年4月から県の組織体制を強化するため、交通政策局を設置し、交通政策を総合的・一体的に推進
- ・ 長野県公共交通活性化協議会で、長野県全域を計画区域とした「長野県地域公共交通計画」を策定（R6.6）
- ・ 「通院」「通学」「観光」を保障すべき移動に位置づけ、ダイヤ・便数等のサービスの品質を示し、10広域圏ごとに実現に向けた実効性ある取組を推進
- ・ 広域的なバス路線への県の関与を強化し、赤字補填にとどまらない県独自の「信州型広域バス路線支援制度」を構築（減額要件を撤廃し運行経費の1/2を支援、将来の処遇改善や設備更新等に必要な経費を別途加算）
- ・ 県民や観光客の移動の利便性向上を図るため、公共交通機関のキャッシュレス決済導入支援や公共交通情報のオープンデータ化を実施

- R5.4月 交通政策局設置（体制強化）
- R6.6月 長野県地域公共交通計画を策定
 - ・ 行政が主体的に関与する方針を決定
 - ・ 通院、通学、観光の移動保証に向け、県内全域でバス路線等の再構築を開始
- R7.6月 「信州型広域バス路線支援制度」を構築
 - ・ 赤字補填だけでなく処遇改善等も支援
- R7.10月 木曽地域で再編後のバス路線運行開始
- R8.3月 全域でのバス路線等の再構築を目指す

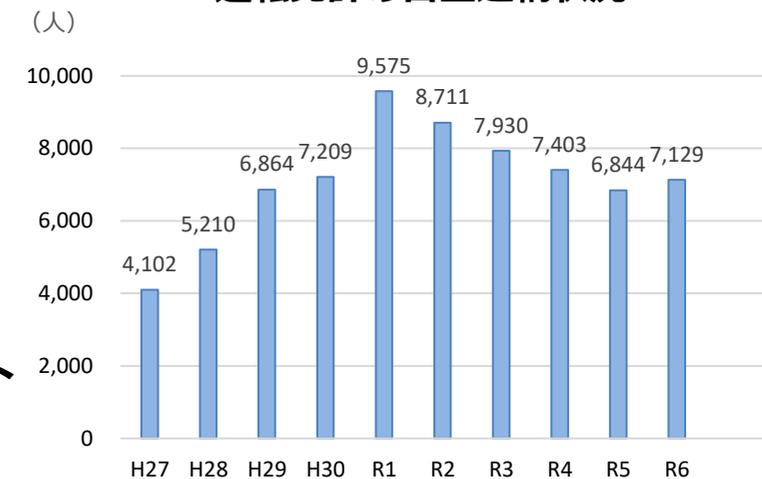
○ 地域鉄道の利用促進に向けた取組、並行在来線「しなの鉄道」の維持・確保

- ・ いわゆる赤字ローカル線と言われる地域鉄道の利用を促進させるため、地域ともにイベント等の活性化策に取り組むとともに、JR大糸線においては臨時の増便バスなどを運行することで路線の潜在的需要を確認
- ・ 令和5年6月に生じた脱線事故を踏まえ、地域における生活の足として重要な役割を担う並行在来線を維持し、その安全輸送を確保するため、事業者が行うレールやマクラギ等の設備整備や修繕等に対する支援を強化

課題

- 公共交通は、長期的な利用者の減少や燃料価格高騰に加え、運転手不足が深刻化し、**安定的なサービスの提供に課題**
- 中山間地や過疎地など地域の実情に応じた生活交通の維持・確保を図るため、特に**高齢者・高校生・観光客が、自家用車に頼らずとも移動できる環境整備が急務**
- 並行在来線「しなの鉄道」の安定的な維持・存続のため、**過大な設備の維持管理コストの縮減や、JR線への乗り入れにより導入を強いられるハード整備への支援が必要**

運転免許の自主返納状況



(出典：令和6年交通統計より長野県交通政策課作成)

提案・要望

1 地域公共交通の維持のための抜本的な支援制度の構築及び充実（国土交通省）

地域公共交通は、通院・通学等の地域の暮らしや観光地への円滑な移動に必要不可欠であるが、都市圏を除く地方においては事業者の自助努力により維持・確保していくことはもはや困難であり、今後は民間ではなく行政主導による取組に転換する必要があるため、国において公共交通の支援に必要な予算を飛躍的に増大させること

地域にとって必要な交通ネットワークを確保するため、法定協議会において補助対象となる地域間幹線系統や地域内フィーダー系統を選択・支援できるように、補助対象路線の選定に係る権限や路線の維持・確保に必要な財源を地方に移譲すること

小規模市町村においては人的・財政的なリソースが不足し、市町村単位で公共交通を維持することが困難になっているため、広域的な自治体間連携による取組については、補助率の嵩上げを行うなど支援制度の拡充を図ること

「交通空白」の解消を図るため、広域連合や一部事務組合、営利事業者を公共ライドシェアの実施主体に位置づけるとともに、日本版ライドシェアの必要台数を法定協議会で協議・決定できるように規制緩和を行うこと

2 地域鉄道の維持・確保に向けた今後の方向性の提示及び抜本的な支援（総務省・国土交通省）

国鉄分割民営化が地方に与えた影響、分割方法の妥当性等を改めて検証し、地域鉄道を路線単位で縮小均衡させるのではなく、国の交通体系の根幹である全国的な鉄道ネットワークのあり方そのものについて、国の責任において議論し方向性を示すこと

JR東日本からの経営分離に伴い並行在来線「しなの鉄道」が引き受けた過大設備のスリム化に要する経費や、開業から27年が経過し急速に老朽化が進む鉄道施設の修繕費に対する新たな補助制度の創設及び地方財政措置を講じること

21 本州中央部広域交流圏の形成について

【国土交通省】

長野県の状況

● 本州中央部広域交流圏の形成

・長野県の地理的な優位性を発揮し、北陸・リニア中央の二つの新幹線と高速道路網を基軸とした高速交通ネットワークを最大限に活用する「本州中央部広域交流圏」を形成し、東日本と西日本、太平洋と日本海とを結ぶ大規模な流動の創出を目指している

取組

○ 県内外の地域や拠点の交流・連携促進のため、長野県広域道路交通計画に基づき、整備を推進

・ 高規格道路

＜取組状況＞

- 中部横断自動車道 : 環境影響評価、都市計画決定の手続きを実施
- 中部縦貫自動車道 : 松本波田道路の橋梁工等、波田～中ノ湯間の整備検討会
- 三遠南信自動車道 : 飯喬道路の橋梁工等、青崩峠道路のトンネル工等
- 伊那木曾連絡道路（姥神峠道路（延伸）区間） : 調査設計、橋梁工を実施
- 松本糸魚川連絡道路
 - （安曇野道路区間） : 調査設計、用地補償を実施
 - （大町市街地区間） : ルート帯決定（R6.1）、調査設計を実施
- 上信自動車道（県境部） : ルート帯決定に向けた調査（群馬県と連携）

・ 構想路線

松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路 : 整備方針に関する基礎調査

○ リニア中央新幹線の整備効果を広く波及させるための構想の実現に向けた取組及びリニア関連道路整備事業を推進

⇒ リニア開業を見据えた地域振興に関する取組を推進

（駅前広場活用検討やアクセス検討など）

⇒ 長野県駅に直結するアクセス道路等の整備

（一般国道153号 飯田北改良、座光寺上郷道路など）

○ J R東海が進めるリニア建設工事に伴い、地元市町村では地域住民との調整を実施

⇒ J R東海が行う工事並びに発生土置き場及び自然由来要対策土の活用・処分等に係る地元との調整



課題

■ 平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保が必要

令和3年8月の大雨では、土砂流出等に伴い中央自動車道や一般国道19号等の主要幹線道路の通行止めが多数発生

■ 本州中央部広域交流圏の実現のため、道路ネットワークの整備が必要

高規格道路のミッシングリンク解消や高速交通網の整備効果を広く波及させるための一般広域道路等の整備が不可欠

また、構想路線を高規格道路に位置づけ、整備推進が必要

■ リニア整備を国土の発展に活かすため、「日本中央回廊」の形成に向けた積極的な取組が不可欠

■ リニア関連の基盤整備は、地元自治体の財政負担が過大

提案・要望



本州中央部広域交流圏

1 高規格道路のミッシングリンク解消等の道路ネットワークの整備推進

中部横断自動車道で唯一の未整備区間となっている「長坂～八千穂間」の早期事業化を図るため、都市計画決定等の手続きが着実に進むよう協力すること

中部縦貫自動車道の松本波田道路の整備を推進し、早期完成を図ること。また、波田～中ノ湯間の計画段階評価に早期着手すること

三遠南信自動車道の整備を推進し、早期全線開通を図ること。また、飯喬道路及び青崩峠道路の開通見通しを示すこと

伊那木曾連絡道路 姥神峠道路（延伸）の事業推進、松本糸魚川連絡道路 安曇野道路の事業推進及び大町市街地等の未整備区間の早期事業化に向けた重点支援を行うこと。さらに、上信自動車道の県境部は権限代行により調査を行うこと

一般国道18・19・20・153・158号の直轄道路事業及び権限代行事業を着実に進めるとともに、県が実施する一般国道143号青木峠バイパス、木曾川右岸道路等の整備推進のために必要な予算を確保すること

関東ブロック新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられた松本佐久連絡道路・上田諏訪連絡道路について、高規格道路への指定に向けた調査支援を行うこと。また、一般国道153号の県内全線を指定区間に編入すること

2 リニア関連基盤整備事業の国重点施策への位置づけと財政支援

一般国道153号 飯田北改良や座光寺上郷道路等のリニア中央新幹線に関連する道路整備及び市町村が行う駅周辺のまちづくりや環境調査等について、十分な予算配分や地方負担に対する財政支援を講じること

なお、飯田市のリニア駅周辺をはじめとした関連事業は、リニア中央新幹線が2045年の東京・大阪間の開業想定時期について最大8年間前倒し（最速2037年）が図られており、国家プロジェクトであることから弾力的な運用を行うとともに、補助率の嵩上げを行うこと

3 リニア中央新幹線中間駅を中心とする圏域の活性化への支援

リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議における中間取りまとめを踏まえ、長野県提案事項である実証都市圏域形成に資する取組や市町村が行うまちづくり及び中間駅4県による広域連携の取組への十分な予算確保や特区等の規制緩和、法制度等の拡充・改正などの支援について引き続き検討を行うこと

22 県民の生命と財産を守る防災・減災対策の推進について

【内閣官房・総務省・農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

●長野県強靱化計画に基づき「防災・減災対策」を推進

- ・近年激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する大規模地震等に備えるため、**長野県強靱化計画**を策定し、防災・減災対策を推進
- ・「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」では、防災・減災、国土強靱化の取組について**加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年で重点的・集中的に対策を講じるとされた**

取組

- 広大な県土を有し急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県は、**令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生しており、防災対策に力を入れている**
- **流域治水対策、土砂災害対策、法面・落石対策、無電柱化、道路ネットワークの機能強化、ため池の豪雨・地震対策など、「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的に活用した「防災・減災対策」や「通学路の交通安全対策」、インフラメンテナンス等を推進**



(一) 黒沢川 安曇野市 黒沢

5か年加速化対策を活用して遊水地の整備を推進



(国) 153号 伊那市～南箕輪町～箕輪町 伊那バス

5か年加速化対策を活用して道路ネットワークの機能強化を推進



井沢砂防堰堤 下伊那郡根羽村中野

5か年加速化対策を活用した砂防堰堤の整備

課題

- 令和6年能登半島地震を踏まえ、**緊急輸送道路の整備やダブルネットワーク強化、道路法面对策、無電柱化、地籍調査等**災害発生時の、**県土の強靱化は最重要課題**
- 激甚化する災害を踏まえ、**国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を着実に実施する必要があるものの、多額の予算が必要となり、県の財政状況が逼迫**
- 令和3年8月の大雨では、**県内各所で浸水被害が発生し、県所有のポンプ車を各地で稼働させたことから、諏訪湖周辺での浸水被害では、国土交通省から排水ポンプ車の支援**を受けた
- 令和5年度末までに、**通学路合同点検要対策箇所**、全箇所について暫定的な安全対策を含め完了したが、さらなる安全確保のために**長期対策箇所の早期完成が必要**
- 直轄事業の**大きな計画変更は、県の財政運営に大きな影響がある**



法面崩落による通行止め



緊急輸送道路の無電柱化



通学路合同点検箇所の安全対策



国交省排水ポンプ車の支援

提案・要望

1 社会資本整備に必要な予算の確保（農林水産省・国土交通省）

インフラメンテナンスを含む県土の強靱化を推進するため、中長期的見通しのもと、安定的・持続的な公共投資計画を策定し、国や地方自治体が行う社会資本整備事業に関する必要な予算総額を当初予算で確保すること

資材価格の高騰や賃金水準の上昇も踏まえて、必要な公共事業が長期安定的に進められるよう、令和8年度予算は、所要額を満額確保すること
また、地域活性化を図るため、公共事業を含む補正予算を速やかに編成し成立させること

2 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進（内閣官房・総務省・林野庁・農林水産省・国土交通省）

「国土強靱化実施中期計画」の関係予算について、予算編成過程で資材価格の高騰等の影響を適切に反映し、通常の公共事業予算とは別枠で必要な予算を確保すること

加えて、起債の充当率や交付税措置率の嵩上げなど地方への財源措置に配慮すること

地方自治体が引き続き防災・減災対策に取り組めるよう、令和7年度までとされている「緊急防災・減災事業債」「緊急自然災害防止対策事業債」について、事業期間を延長し確実な財源措置を図ること

直轄事業について、大きな事業費増加を伴う計画変更が見込まれる場合には、丁寧な説明を行うとともに、地方自治体の健全な財政運営に配慮すること

国所有の排水ポンプ・資機材の増強を図り、広域的な浸水被害への対応を強化すること。また、TEC-FORCE・MAFF-SATの派遣や国による権限代行等を通じて地方自治体の災害復旧を全面的に支援できるよう、国と各地方整備局の体制強化や人員確保、そのための宿舍の改修等の環境整備を継続的に図ること

3 「子どもの命を守る」通学路安全対策の推進（国土交通省）

子ども達の安全・安心を守るため、通学路の交通安全対策の強化・推進と必要な予算を継続的に確保すること

23 未来に続く快適で魅力ある都市公園整備の推進について

【財務省・国土交通省】

長野県の状況

● スポーツを通じた地域活性化の場となる都市公園の整備

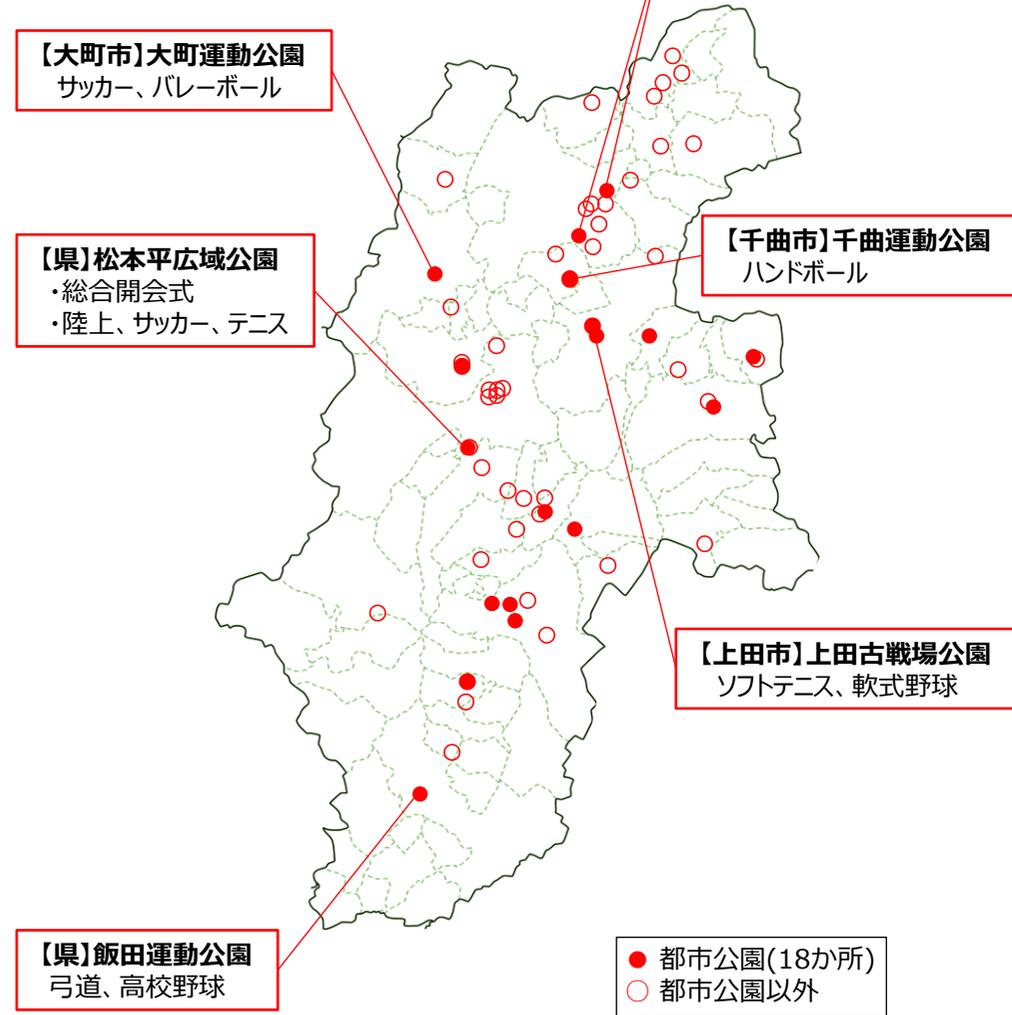
- ・ 国家的イベントである「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の競技会場として、都市公園が選定されている
- ・ 新型コロナウイルス感染症が契機となり、都市公園の意義や必要性・魅力が再認識されている

取組

○ 国民スポーツ大会の成功・地域活性化に向けた都市公園の整備

- ・ 令和10年に「信州やまなみ国スポ・全障スポ」が開催予定
- ・ 各競技会場として**県内18都市公園**を選定
- ・ 県では大会の成功に向け「**松本平広域公園 陸上競技場***」の整備推進を**県総合5か年計画**に位置付け（※総合開会式及び陸上競技の会場）
- ・ 県外からの競技者や観光客の来訪がある国スポ・全障スポの開催を契機に、松本平広域公園を始め**県内都市公園が地域活性化の場**となるよう取り組む

【競技会場位置図】



【県】松本平広域公園 陸上競技場



【長野市】南長野運動公園 フットボール場

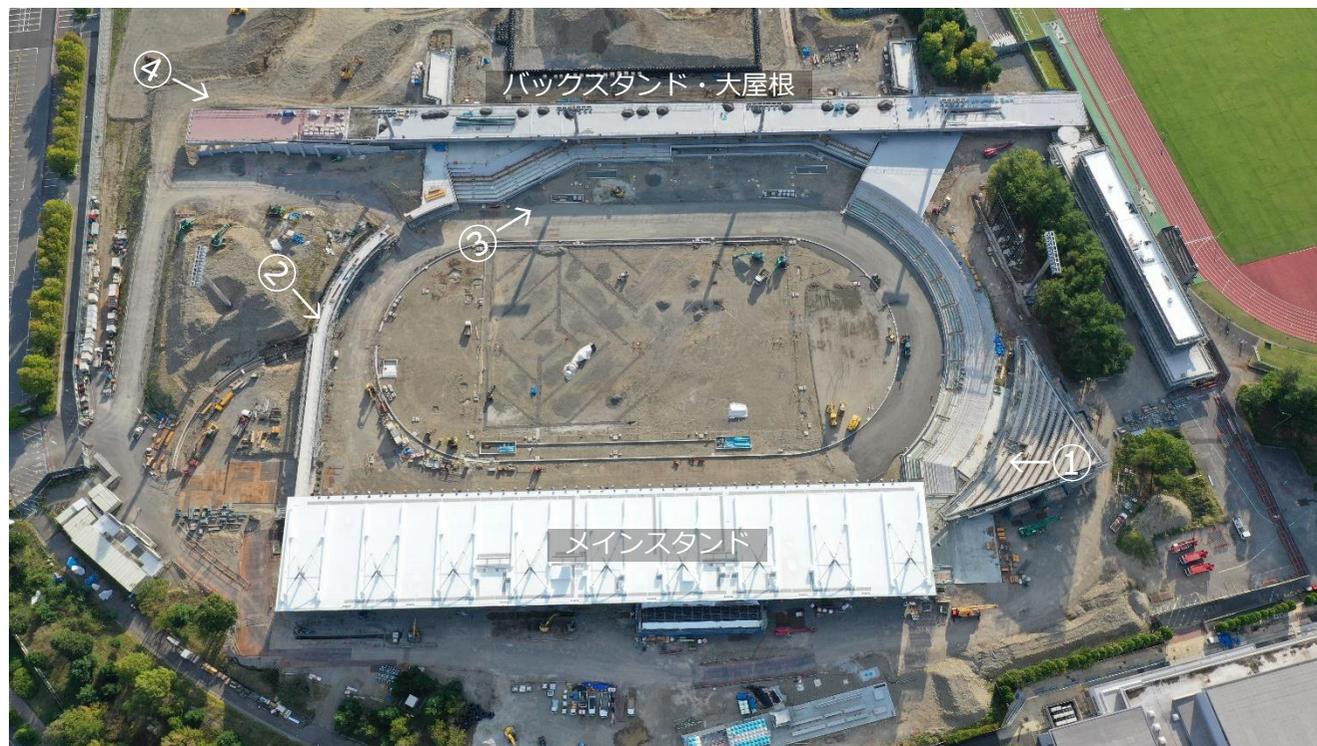
課題

【短期間で多額の費用が必要】

- 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の総合開会式及び各競技会場に選定されている、**都市公園の運動施設の整備、老朽化した施設の改修のため、県内自治体が一斉に施設整備を実施**している（県、長野市、上田市、大田市、千曲市等）
- 大会開催までの**短期間で多額の費用が必要**である

○松本平広域公園 陸上競技場の例（S52年度供用開始）

- 総合開会式及び陸上競技の会場（県で建替え事業実施中）
- 陸上競技場はR8からプレ大会等を予定しており、完成させるためには、約42億円の事業費が必要



提案・要望

1 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の成功に向けた都市公園施設整備への支援

国家的イベントである、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功のため、総合開会式会場及び各競技会場となる都市公園の施設整備について、大会スケジュールに間に合うよう、令和7年度の補正予算も含め必要額を満額配分すること

24 ハード・ソフト一体的な水災害・土砂災害対策について

【国土交通省・林野庁】

長野県の状況

●気候変動を踏まえたハード・ソフト対策の推進

- ・ 広大な県土を有し、急峻な地形、脆弱な地質を持つ本県では、令和元年東日本台風をはじめ毎年豪雨による甚大な被害が発生
- ・ 気候変動の影響により、今後さらに災害リスクが増大
- ・ 激甚化・頻発化する自然災害から地域の安全・安心を確保するため、長野県独自の取組を含むハード・ソフト対策を推進



令和元年10月長野市

千曲川堤防決壊



令和5年12月白馬村

黒豆沢

土石流により人家・宿泊施設等が被災



令和5年6月飯田市

(一)上村川

R152

上村川増水に伴い国道・市道橋が被災

取組

- 県下7水系の「流域治水プロジェクト」に基づき、ハード・ソフト対策が一体となった水災害・土砂災害の事前防災対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続き、「国土強靱化実施中期計画」により更に加速化・深化
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換を図るため、各取組の数値目標、期間を設定した県独自の「長野県流域治水推進計画」を策定（R3.2）し、計画的な取組を実施中（令和7年度まで）
- 「流域治水」の推進には、**県民や事業者等の協力**が必要不可欠であることから、「**流域治水キャンペーン**」による普及啓発の取組を実施中
- 「流域治水」の**更なる普及・啓発**を図るため、「流域治水」の効果分かるモデルを作成し、イベント会場や小中学校において、「**防災教育**」を実施



流域治水 普及啓発ポスター

課題

- 毎年のように豪雨による甚大な被害が発生しており、**気候変動に対応した治水対策が急務**
- あらゆる関係者の協力を得て「**流域治水**」への転換を図るためには、**雨水貯留浸透施設**の設置など、各取組に係る継続的かつ一体的な**財政支援**が必要
- **逃げ遅れゼロや流域治水の深化**に向け、様々な普及啓発活動を行っているが、**流域治水の自分事化**までは至っていない状況
- 国管理区間と県管理区間が混在(いわゆる「中抜け区間」)する**千曲川・犀川**や、複数の県を流下する**天竜川・木曾川**では河川管理者が複数存在し、各々の財政状況、整備の優先度等が異なることから、**水系一貫した計画に基づく河川整備**を行うためには様々な調整が必要
- **急流河川における河床の異常洗掘による被災**など、全国一律の採択要件を満たさない場合でも**災害が発生している**状況
- 大規模災害時には、被害調査・査定設計が大きな負担となることから、**災害査定の手続き改善や技術的助言等**が必要
- 大雨による**土石流、土砂・洪水氾濫や流木災害が頻発**しており、**計画的な施設整備や再度災害防止対策**が必要
- 防災意識の高い地域では、土砂災害による人的被害を免れる事例もある一方で、防災意識の低い地域では、人的被害も発生していることから**地域主体による防災力向上の取組に積極的な支援**が必要
- 災害外力・耐力の変化や、事業実施環境の変化への対応として、**効率的・効果的な予防保全型メンテナンスへの移行**が必要

提案・要望

1 流域治水の推進

「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」について、直轄による**千曲川本川の改修・遊水地・ダム再編事業の促進**と、**県事業を含むプロジェクトの推進に関する予算を確保**するとともに、各水系で作成の「流域治水プロジェクト」に位置付けられた**事業の整備促進**を図ること

また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針や河川整備計画の変更を促進し、堤防整備や強化、洪水調節機能の増強検討など、より**効率的、効果的な対策**を検討すること

流域治水の取組への財政支援について、地方自治体が利活用しやすいよう、**流域治水対策に係る総合的な交付金を創設**すること
流域治水に係る**広報活動を強化**するとともに、流域関係者に分かりやすく伝わるよう、**情報発信の可視化・高度化**を図ること

2 国による河川の一元管理

千曲川・犀川の「中抜け区間」について、信濃川水系連絡調整会議等での議論・検討を継続し、喫緊の課題に対して**技術・財政面での支援を引き続き講じる**こと

県土の骨格をなす**千曲川・犀川・天竜川・木曾川等の県管理区間**について、地方の財政状況や、激甚化・頻発化する豪雨災害への対応などの実情を踏まえ、様々な課題を解決した上で、**国による一元管理**とすること

3 災害に対する支援強化

災害の採択範囲について、近年の気候変動を踏まえた凍上災の要件の見直しや急流河川特有の被災事例などを勘案し、地域の実情に応じた要件を検討すること

4 土砂災害の防止・軽減に向けたハード・ソフト一体となった対策の推進

安全で効率的な施設点検や自動点検導入等に伴う長寿命化計画の変更を支援すること

緊急対策と組み合わせた**短期・集中的な地すべり対策の支援**、事業間連携砂防事業の**地域実情に応じた採択要件の検討**をすること

25 農業現場の実情を踏まえた米の流通改善と水田政策について

【農林水産省】

長野県の状況

●米を巡る状況

- ・米価高騰を受け、**要因分析や対応策を考える検討会議**を開催し、適正な価格での安定供給を目指している
- ・本県における**令和7年の作付けは前年比+1,000haの30,000ha**の見込み、**生産は概ね順調**

今年の生産状況

	作付面積(千ha)		生産数量(千t)	
	R7	R6増減	R7	R6増減
全国	1,367	+108	7,477	+685
長野県	30	+1	188	+8

【出典：農林水産省（作物統計調査）】

取組

○米の適正価格での流通と安定供給の実現

- ・米の生産・流通などに関する現状・課題の共有と相互理解を図り、適正価格での安定供給を目指した仕組みを構築するため、米の生産、流通、販売、消費に係わる関係者を構成員とした検討会議を開催

○主要作物の生産性向上、加工用米等への支援

- ・米、麦、大豆、そば等の生産性向上のため、JA技術員等を対象に研修会を開催
- ・酒米価格高騰により厳しい状況にある酒蔵を支援するため、購入費用の一部を補助



【第1回検討会議(R7.7.31)】
【第2回検討会議(R7.9.26)】

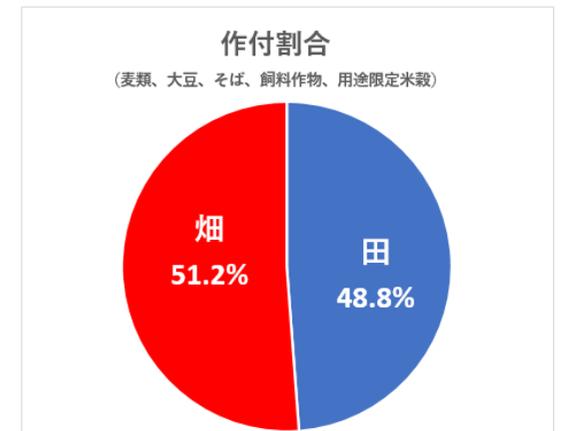
課題

■適正な価格形成、消費者及び実需者理解の促進

- ・長年にわたる生産者売り渡し米価の低迷により、赤字経営が常態化
- ・生産コストに起因しない米価の急激な高騰により、米の価格形成に対する消費者の疑念
- ・主食用米価格が高騰したことから、酒米や加工用米等から主食用米へ転換が進み「信州の日本酒」や「信州味噌」などの県産ブランド維持に必要な多様なニーズの米の生産が減少し、安定確保が急務。また、これに伴い酒米も高騰したことから、実需者が生産計画に応じた購入ができなくなっている

■水田政策の見直し

- 令和8年夏までに見直しの方向性が示される令和9年度以降の水田政策については、
 - ①主食用米以外の作物（麦・大豆・そば等）を作付けた田のみに交付されている交付金について、今後は地目(田、畑)に限らず交付されることから、予算不足による支援水準の低下を懸念
 - ②早期に制度が示されないと作物によっては種まきなどに遅れが生じる恐れ
(例：麦の場合は翌年産の生産・価格の交渉が春～夏にかけて始まり、種子の注文が夏頃、種まきが10月頃)

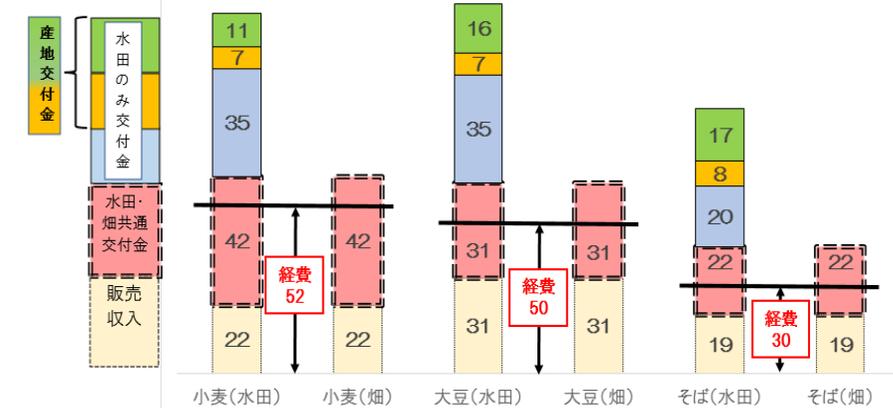


- 令和7年度の水活交付金の予算は約2,870億円
- 麦、大豆等の田、畑の作付け割合はほぼ同じ
- 支援水準を下げないためには現状の倍の予算が必要

■政府備蓄米の減少と民間在庫量の増大

- 備蓄米放出は、米不足等に効果があったものの、備蓄量は適正備蓄水準の100万トンを大きく下回る約30万トンにまで低下し、有事の際の食糧供給に懸念
- 政府が公表した令和8年6月末の民間在庫量は、適正水準とされている180～200万トンを上回る229万トン（9月19日公表時点）と見通されており、生産現場では価格の大幅な下落を懸念

【現行の支援体制（単位:千円/10a）】



提案・要望

1 米を適正な価格で安定的に供給できる仕組みの構築

将来にわたり国民が安心して米を購入できるよう、生産や流通コストの提示、消費者にわかりやすい価格の開示を徹底する実効性の高い仕組みを構築すること

また、国民が納得できる安定した米価となるよう 関係省庁とも連携し、シンプルで効率的な米のサプライチェーンの形成を進めること

2 令和9年度以降の水田政策の方向性の早期提示

水田に作付けしている麦、大豆等の作物への 生産意欲が減退しないよう、現行の支援水準を維持するとともに、令和9年産の作付けに支障が生じないよう、新たな制度を早期に示すこと

また、多様なニーズの米の確保のため、酒米等と主食用米との価格差補てんを行うこと

3 政府備蓄米の適切な運営

食料安全保障のためには、適正な政府備蓄米の備蓄量の維持・確保が必要であることから、米の需給動向等を慎重に見極めた上で、早期に適正な備蓄水準に戻すとともに、不作や有事における供給など柔軟な運用を行うこと

26 インフラメンテナンス予算の確保について

【農林水産省・林野庁・国土交通省】

長野県の状況

● 老朽化する社会基盤施設の適切な維持管理・更新が急務

- 建設後50年を経過する社会基盤施設が、令和15年には道路橋の約67%、トンネルの約44%、河川管理施設の約20%、下水道管渠の約6%、基幹的農業水利施設の約44%に達する見込み。また、上水道管路は44%が法定耐用年数×40年を超過する見込み

※地方公営企業法に示された設備の更新基準

- 今後も社会基盤施設を適切に維持管理していくためには、**予防保全の考えに基づいたメンテナンス**を行うことが重要
- 着実に進行する社会基盤施設の老朽化**に対応するためには、膨大な予算が必要となることから、インフラメンテナンスのための**予算を安定的・継続的に確保**することが必要

取組

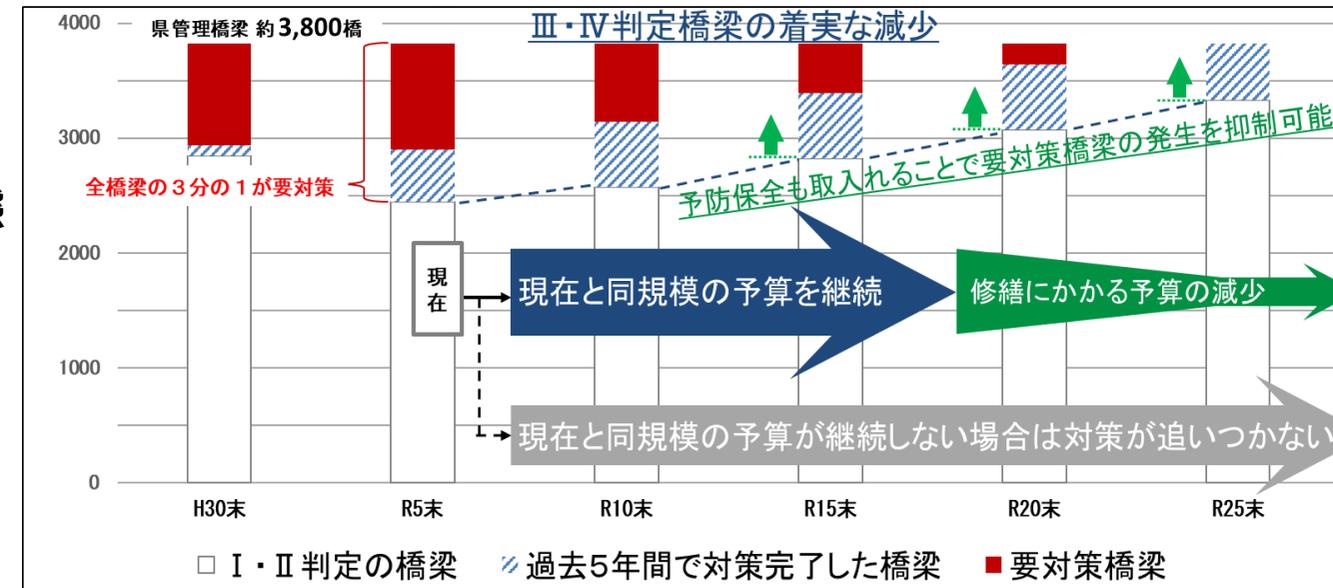
○ 道路施設

- 橋梁・トンネル等の法定点検は令和5年度で二巡目が完了
- 橋梁では約29%（1,113橋）が早期に措置を講ずべき状態（令和5年度末時点）
- 要対策橋梁の予防保全への転換を図るには、**継続して5か年加速化対策等の予算が必要**
- 舗装等の法定点検対象外施設も、修繕が喫緊の課題**

○ 河川施設

- ダム等の重要河川施設の**長寿命化計画を策定**
- 計画を上回るスピードで貯水池内の堆砂が進行し、**早急な堆砂対策が必要**
 県管理17ダム中、5ダム（裾花、奥裾花、湯川、松川、片桐）で計画堆砂容量に対する堆砂率が100%超え
 ⇒**ダム再開発、ダム再生、緊急浚渫事業債を活用し、治水容量の回復のための貯水池掘削を実施**

長野県の橋梁補修状況と今後の推移



○砂防施設

- ・砂防長寿命化計画に基づき、砂防施設の老朽化対策を実施
- ・UAVや変状自動検出システムを活用した長寿命化計画の見直しに着手
- ・雪崩防止施設の長寿命化計画策定に向けて、点検マニュアルを策定中
- ・緊急浚渫推進事業債を最大限活用し、堆積土砂の浚渫を実施

○公園施設

- ・公園施設老朽化対策を県内23市町村と共に実施

○農業水利施設

- ・基幹的農業水利施設（水路1,291km、重要構造物685か所）について、機能保全計画に基づく長寿命化を実施

○下水道施設

- ・管渠や処理場は代替がきかないため、破損や故障は日常生活や社会活動に重大な影響
- ・特に県内の処理場は108(全国第3位)あり、耐用年数の短い機械、装置等の更新に**多額の予算が必要**

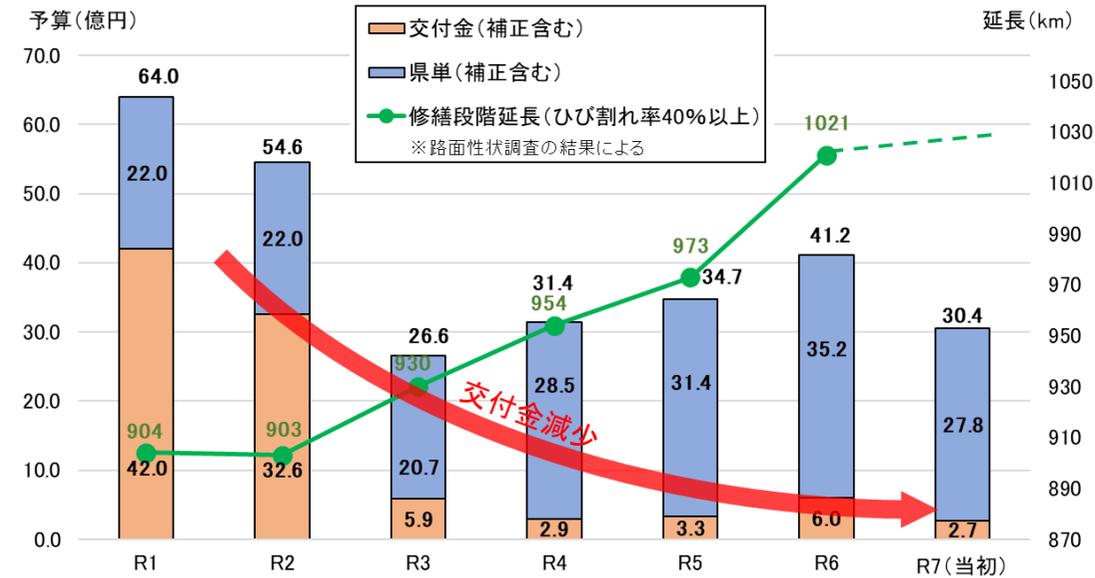
○水道施設

- ・県内には水道事業者が多く存在し、地形的な特徴もあり経営基盤が脆弱（上水道59（全国2位）・簡易水道122（全国5位））
- ・安心・安全な水を供給するため、耐震化・老朽化対策に対する**技術的支援及び財政支援制度の拡充が必要**

○治山・林道施設

- ・長寿命化計画に基づき、治山施設の老朽化対策および林道施設重要構造物の点検・老朽化対策を実施

舗装修繕予算と修繕段階延長の推移



課題

- 着実に進行するインフラの老朽化対策を行っていくためには、**予防保全に基づくメンテナンスサイクルを徹底し、ライフサイクルコストを一層低減させることが必要**
- 予防保全の考えに基づき、**適切かつ計画的な維持管理・更新を進めるには、継続的な予算の確保と地方負担軽減が必要**
- **大型交通量が多い緊急輸送路や観光道路では舗装の損傷の進行が早く、適切に修繕を進めていくには、多額の予算が必要**
- **ダム貯水池の堆砂の進行による洪水調節機能の低下に対し、より効果的に堆砂除去を実施する必要がある**

提案・要望

1 インフラの長寿命化対策への支援（農林水産省・林野庁・国土交通省）

八潮市の事故等も踏まえ、地方自治体が予防保全の観点から**インフラの長寿命化対策**を着実に進められるよう、今後も必要な予算を**安定的・継続的に確保**すること
法定点検対象外である舗装、雪崩防止施設についても**損傷や老朽化が進行していることから、地域の安心・安全を確保するため、必要な予算を確保**すること

2 ダム貯水池の堆砂除去への支援（国土交通省）

堆砂除去を集中的に実施するため、**ダムリフレッシュ事業の制度適用範囲の都道府県への拡充を図ること**

27 上下水道の耐震化及び老朽化対策の推進について

【国土交通省】

長野県の状況

- 耐震化率は、多くの施設で全国平均を下回っている（緊急点検結果より（令和5年度末時点））

項目	取水施設	導水管	浄水施設	送水管	配水池	水道管路
全国平均	46%	34%	43%	47%	67%	39%
長野県	22%	26%	29%	46%	44%	16%

項目	下水処理場	下水道管路	ポンプ場	下水道管路	ポンプ場	重要施設※
全国平均	48%	72%	46%	51%	44%	15%
長野県	51%	84%	36%	33%	75%	15%

※接続する水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設の割合

●老朽化する施設の更新が急務

- ・8年後の令和15年には下水道管渠の約12%、上水道管路の約44%が法定耐用年数※を超過する見込み
- ※下水道管渠は50年、上水道管路は40年

取組

【上下共通】

- ・水道事業者及び下水道管理者が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、**急所施設及び重要給水施設に接続する管路等を優先した**計画的、集中的な耐震化について助言
- ・能登半島地震で顕在化した課題を教訓に「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を策定

【水道】

- ・「水道施設整備費補助金」や「防災・安全交付金」を活用し、水道施設の耐震化及び老朽化対策を推進するよう助言
- ・水道事業者の経営基盤の強化に向けて、基幹管路等の**計画的な耐震化、広域連携による事業改善**などを助言

【下水道】

- ・埼玉県八潮市における道路陥没事故を受けて、**流域下水道で管渠の緊急点検を実施**
- ・公共下水道は処理場の数が多いことから、生活排水処理構想(2022改定版)に基づき、施設の統合など広域化・共同化を進めることにより、**施設の集約化、耐震化及び老朽化対策**を進めている

課題

【水道関係】

- 給水区域が広範囲にわたる地理的条件から、対策が必要な基幹管路延長が全国平均に比べて長く、また小規模な施設が広範囲に点在しているため、費用及び時間を要する
- 経営基盤が脆弱な小規模水道事業者が多く、老朽化対策や耐震化に十分取り組めていない状況
- 施設の統合等による最適配置は維持管理費用の削減となり、耐震化の財源確保に繋がるが、施設整備に要する交付金は令和16年度までの時限措置となっている。統合に向けた事業者間の調整や施設整備には相当の期間を有するため、時限措置の延長が必要
- 防災・安全交付金では、耐震化事業の国費率が下水道に比べ低率であり、特に老朽管更新に係る水道管路緊急改善事業の国費率は1/4と低い。また、要望額に対して満額措置されていないことから水道事業者における負担が大きい。さらに、資本単価要件又は加速要件に該当しないため財政支援を受けられない事業者もいる

	基幹管路	浄水場	配水池
施設等	3,352km	626箇所	2,055箇所
全国順位	11位	1位	1位

	上水道	簡易水道
事業数	59事業	122事業
全国順位	2位	5位

【下水道関係】

- 処理区域が分散される地理的条件から、対策が必要な重要管路施設延長や処理場の配置数が全国平均に比べて多く、費用及び時間を要する
- 要望額に対して満額措置されていないことから事業計画に遅れが生じている
- 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、維持管理の手法を検討する必要がある

	重要管路延長	処理場数
配置数	2,808km	105箇所
全国順位	10位	3位

提案・要望

1 上下水道施設に対する財政支援制度の充実

令和6年度能登半島地震、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けされた上下水道システムの耐震化をはじめとした耐災害性の強化及び戦略的維持管理・更新のため、十分な予算を確保すること。また、国費率の引き上げ、採択要件の緩和を実施すること

2 適切な維持管理に対する支援の充実

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」における検討を迅速に進め、早急に国としての方向性を示すこと。また、今後の対策に要する下水道事業者の人的負担及び財政負担を考慮し、点検・調査に関する新技術の開発・導入や財政支援をすること

28 アウトドアを核とした世界水準の観光地づくりの推進について

【スポーツ庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省】

長野県の状況

- ・コロナ禍以降の経済活動の活発化や円安傾向に伴い長野県を訪れる国内外の旅行者が増加
＜延べ宿泊者数＞ R6：18,670,760人泊（対前年比：103.9%）
＜外国人延べ宿泊者数＞ R6：2,186,010人泊（対前年比：146.4%）
- ・コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、長野県の特色ある自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが増加
→ アウトドア（登山、スキー、サイクリング等）をメインコンテンツとして推進



目指す姿

世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

- コロナ禍で停滞した観光交流の回復・観光産業の活性化
 - 暮らす人も訪れる人も楽しめる長野県
- 観光消費額：8,549億円（R5）→ **9,000億円**（R9）

取組

令和7年度長野県観光振興アクションプラン（R7.3策定）

- 受入環境整備を含めた観光地域づくりの推進
- 長野県観光プロモーションの展開
- インバウンドの推進

○県内スキー場・スノーリゾートに対する支援

- ・索道関係者、有識者等を交えて、今後のスキー場のあり方や支援の方向性を考える懇談会を実施
- ・スキー場に特化した経済波及効果分析ツールの開発や専門アドバイザーの派遣を通じて、地域における持続可能なスノーリゾート形成を支援

○インバウンドプロモーションの推進

- ・長野県ならではの自然・文化体験を活かした「アドベンチャーツーリズム」を推進

○山岳高原観光振興に向けた安全確保・受入体制整備

- ・公益的機能を担う山小屋の支援や遭難防止対策の強化のためのクラウドファンディングを実施
- ・「信州登山案内人」の登録（R7.6月時点 438人）等、安全登山の啓発や山岳遭難救助体制整備の実施

○サイクルツーリズムの推進

- ・長野県の自然を楽しめる県内1周サイクリングロード「Japan Alps Cycling Road」を公表
- ・県内市町村や事業者等を対象にナショナルサイクルルート指定に向けた受入環境整備を支援



Go Nature. Go Nagano.

課題

- 安全・安心なスノーリゾートの形成に向けて、**老朽化が進んでいる索道施設・設備の安全対策強化が急務**
- バックカントリースキーや登山における遭難等の事故が相次ぎ、安全確保のための情報発信強化やガイド人材の育成が急務
- 慢性的な人手不足や燃料費等の価格高騰等により、**登山道の維持管理や遭難救助など山小屋の持つ公益的機能の維持が困難**
- サイクルツーリズムの推進のため、サイクリストが安全・安心に走行できる環境整備、維持が必要
- 宿泊事業者・交通事業者といった**観光関連産業の人材不足は深刻**

提案・要望

1 スノーリゾート形成支援（国土交通省・観光庁）

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、国際競争力の強化に向けた取組は中長期で進める必要があり、スノーリゾートにおける活用ニーズも高まっていることから、予算を増額し、令和8年度以降十分に予算を確保すること

また、索道施設の整備等大規模な事業については、補助上限額を一層引き上げるとともに、複数年にわたり支援を受けることができるようにするなど、より活用しやすい柔軟な制度とすること

2 バックカントリースキーをはじめとした冬山における安全対策（スポーツ庁・観光庁・環境省）

近年多発しているバックカントリー事故を未然に防止するため、国のインバウンドプロモーションに合わせた山岳の安全対策に関する情報の発信、多言語看板や安全機器の設置など安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること

自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成への支援を行うこと

3 国立公園内の環境整備及び山岳遭難防止対策（観光庁・環境省）

国立公園・国定公園内の山小屋が行う登山道の維持・補修や資材の輸送、遭難防止対策・救助活動等に必要な経費については国が支援すること
山岳地域における携帯電話の不感地帯の解消について、携帯電話会社への働きかけや携帯電話基地局設備の設置に向けた規制緩和などを国において実施すること

4 サイクルツーリズム推進（国土交通省）

ナショナルサイクルルートの指定にあたっては、山岳高原ならではの特色ある観光資源を国内外にアピールするために、山間部特有の変化に富んだルートの指定にも配慮するとともに、地方自治体による走行環境整備等への財政支援を拡充すること

5 観光産業における人材確保支援と働き方改革（厚生労働省・経済産業省・観光庁）

観光産業の人手不足解消のために、賃上げにつながる労働生産性向上や外国人材を含む人材確保への支援を充実するとともに、ワーキングホリデーの協定締結国の拡大や受入人数の上限引上げを図ること

2労働週（週5日勤務の場合10日間）以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准し、国主導で企業に対する休暇分散やプラスワン休暇の働きかけを行うなど働き方改革を進めること

29 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充と新たな仕組みづくりについて

【総務省・林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定。同 10月、「長野県脱炭素社会づくり条例」を制定

取組

- 2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定（R3.6）
- 温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）に向け分野ごとに目標を設定し、取組を推進
 - ・令和5年11月には施策効果を定量化した「戦略ロードマップ」を策定し、取組を強化

分野	数値目標	主な取組
交通	EV乗用車を10万台 公共交通利用者1億人	道の駅や空白地域への充電設備設置補助 地域連携ICカード導入支援、公共交通情報のオープンデータ化
建物	全ての新築建築物のZEH・ZEB化	新築住宅の省エネ適合義務基準強化を検討、信州健康ゼロエネ住宅補助
産業	エネルギー消費量を年3%削減	事業活動温暖化対策計画書の提出を義務付け 使用エネルギーの可視化支援・融資制度
再エネ	住宅屋根ソーラー22万件 小水力発電103.2万kW	住宅への太陽光発電設備等の導入補助 新築建築物への再生可能エネルギー設備設置義務化を検討 小水力発電の導入補助、地域調整等に県が関与・支援
吸収・適応	CO ₂ 吸収量177万t-CO ₂	森林づくり県民税を活用し、再造林等へ補助

○長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例施行（R6.4）

- ・地元への説明会を義務付けたほか、特定区域内での設置を許可制とし、自然環境等の保全、県民の安全を確保

課題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要

1 国の全政策への脱炭素の視点の取り入れ（環境省）

国の全ての政策に施設のZEB化など脱炭素の視点を取り入れられ、各省庁の補助制度等が脱炭素の推進も後押しするものとなるよう、関係省庁へ働きかけること

2 脱炭素化推進事業債・地域脱炭素推進交付金の拡充・見直し（総務省・環境省）

地方自治体の取組を幅広く支援する観点から、脱炭素化推進事業債について、令和7年度までとされている事業期間の延長、交付税算入率(措置率)の引上げ、規模の拡充及び太陽光発電設備の自家消費率等の要件緩和といった制度の見直しを行うこと

また、地域脱炭素推進交付金についても、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができるよう交付要件を緩和し、より一層の運用改善を行うこと

3 建築物等の脱炭素化の推進（国土交通省・環境省）

新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB水準への省エネ適合義務基準強化を早期に実現することに加え、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

あわせて、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置の義務化について、早期に具体的な検討を開始すること

また、既存建築物のゼロエネルギー化に向けた取組を促進するため、財政支援に加え、多くの方が断熱の効果を実感できる機会（例えば移動可能な断熱体験ハウス等）の提供を行うこと

4 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経済産業省・国土交通省・環境省）

EVが一般に広く普及するよう、EVへの補助上限額を更に引き上げるなど、支援を拡充するとともに、CO2排出量の大きいバス・トラック等の脱炭素化に向けた具体的な方針を早期に示し、また、導入補助を引き続き行うなど、運輸部門における脱炭素化を推進すること

5 地方自治体等の取組への支援の拡充（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

地域と調和した再エネの普及拡大に市町村や地域がより積極的に取り組めるよう、地域脱炭素化促進事業に対する経済的支援やFIT認定に係る地域活用要件の適用除外といった事業者へのインセンティブ強化のほか、促進区域設定や地域脱炭素化促進事業の認定に係る市町村の負担軽減につながる制度の見直しを行うこと

また、地方自治体に人材やノウハウが不足しているため、中長期的な人材派遣を可能とする新たな支援制度を構築するとともに、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業者及び住民に対する普及啓発活動や広報活動、地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対して、地域の実情に合わせ十分な財政支援を行うこと

6 情報の把握・可視化の充実（林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、市町村別の温室効果ガス総排出量や再エネ電力需給状況、NFI算定での森林吸収量の算定方法の明示、計算内容の提供を行うとともに、地方公共団体間で旧一般電気事業者のCO2排出係数の影響を除いて脱炭素の成果を比較できる統計調査を実施すること

7 再エネの主力電源化の推進（経済産業省・資源エネルギー庁・環境省）

再生可能エネルギーについては、地域との共生等を実現しつつ主力電源化を推進し、2040年に電源構成5割を実現すること

また、ゼロカーボン実現のためには、ペロブスカイト太陽電池をはじめとする新技術の開発・普及が必要不可欠であることから、GX経済移行債を柔軟に活用し、地方公共団体と連携し、早期の社会実装に向けて取組を強力に推進すること

さらに、木質バイオマスや地中熱など地域の再エネポテンシャルを最大限活用できるよう、可能性調査補助などの普及策を講じること

加えて、今後の再エネの普及を見据えた系統接続の制約解消のためのインフラ増強や適切な系統利用ルールの整備に継続して取り組むこと

30 循環型社会形成推進交付金について

【環境省】

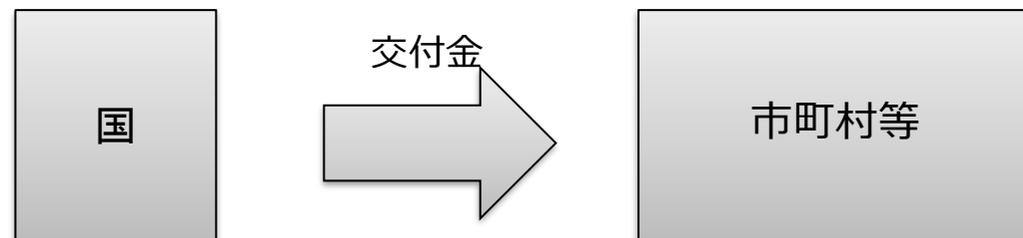
長野県の状況

● 環境負荷の少ない社会づくりを推進するため、ごみの減量化や発生抑制を促進

- ・市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援
- ・市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援（地域計画への助言、交付申請・実績報告等の審査など）

取組

○ 事業の概要と内示状況等



※県は地域計画への助言、交付申請等の審査・会計により支援

【交付先】

市町村等（一部事務組合、広域連合、特別区含む）

【交付対象の廃棄物処理施設】

ごみ焼却施設・最終処分場・リサイクルセンターの新設、既存施設の基幹的設備改良事業 等

※管理棟や周辺環境整備、最終処分場の用地費等は交付対象外

※解体費は新施設建設を伴う廃焼却施設のみが対象

【交付率】

交付対象経費の1 / 3（ただし、一部の先進的な施設については1 / 2）

令和7年度の交付金内示状況

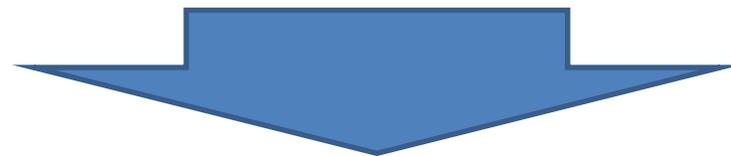
（単位：千円）

事業主体	交付対象事業	要望額	内示額	内示率
松本市ほか 8事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・最終処分場 ・ストックヤード ・汚泥再生処理センター ・リサイクルセンター ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 	1,222,533	1,222,533	100%

【参考】R8～12要望予定額：12,627,914千円（R7.10時点）

課題

- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラである**廃棄物処理施設**は、平成10年度以降にダイオキシン類対策のため整備した**施設の老朽化が進み**、更新時期を迎える中で**早急に整備を進める必要がある**
- **廃棄物処理施設の整備**は、建設着手までに長期にわたる地元協議を要し、複数年度にわたる**多額の事業費が必要**。市町村は厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施しているが、事業を計画のとおり^に執行するためには、**国の安定した予算確保と継続した財政支援が必要不可欠**
- 解体事業に関して、一部廃焼却施設では跡地利用要件が撤廃となり、支援拡充に御尽力いただいている。一方で、最終処分場などの一部の施設整備に係る**用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費、既存施設の解体のみの場合**や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合の**解体撤去工事費**は**交付金の交付対象外**となっている
- 廃棄物処理施設を整備する地域の住民理解を得るため、**施設周辺や地域環境の整備も欠かせず**、相当な費用を要することから、それに対する交付金による**財政支援範囲の拡充が必要**である
- 国内におけるプラスチック資源循環を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する**交付金の交付率の拡大**する必要がある



提案・要望

1 必要となる予算の確保

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設の整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額を確実に満額交付すること

2 支援範囲や交付率の拡充

最終処分場や焼却施設などの廃棄物処理施設の整備について、用地費、管理棟を含む必要な全ての建屋部分の整備費、解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすること

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化のための施設整備に対する交付金交付率を拡大すること

31 日米地位協定の見直し等について

【外務省・防衛省】

長野県の状況

●米軍機の飛行に対して県民から不安や恐怖の声が寄せられている

- ・以前から、長野県内では米軍機の騒音や目撃情報が寄せられており、住民から不安や恐怖を訴える声が寄せられている
- ・さらに、今年3月25日に米軍普天間基地所属の米軍機（オスプレイ2機）が松本空港に予防着陸し、翌日にもう1機が離発着民間航空機2便が目的地の変更・欠航を余儀なくされた。
- ・地域住民からは、不安や恐怖を覚えたとの声や、詳細な経過や原因究明、再発防止の説明を求める声が県に寄せられた

長野県内の状況

○航空機の騒音・目撃情報の収集

- ・平成24年12月10日より、MV-22オスプレイを含む米軍機の飛行実態を把握するため、住民から県内を飛行した航空機を目撃情報の収集を実施
- ・収集する情報は、機体数のみならず、騒音の程度や感じ方なども確認
- ・寄せられた情報は、自衛隊長野地方協力本部と北関東防衛局前橋防衛事務所へ照会し、自衛隊機又は米軍機の飛行があったか否かを確認

○これまでの米軍機の低空飛行訓練等に係る要請状況

- ・県民の安全・安心を脅かすような米軍機の飛行が確認された際には、国への要請等を実施

<要請状況> 平成24年度以降：11回（直近 令和7年度、5年度、4年度、2年度、元年度）

○令和7年3月の米軍機（オスプレイ）の松本空港への予防着陸と一連の動き

- ・令和7年3月25日、米軍のオスプレイが松本空港に予防着陸し、滑走路が一時閉鎖され民間便の運航に影響が発生

<主な経過>

- ・3月25日 15時01分 **米軍機（オスプレイ）が松本空港に予防着陸**
- ・ " 15時35分 2機目の米軍機（オスプレイ）が着陸し、15時40分に離陸
- ・ " 15時45分 松本空港の滑走路を閉鎖。FDA215便が小牧空港へ目的地変更し、FDA214便が欠航
- ・ " 16時30分 滑走路の閉鎖を解除
- ・3月26日 8時20分 **米軍から支援機に部品を載せて松本空港に空輸したい旨の伝達**
- ・ " 午前 **県より北関東防衛局に対し、松本空港への空輸以外の手段によれないか検討を依頼**
- ・ " 11時28分 **知事から北関東防衛局長に対し「松本空港を軍事目的に供さない」旨の地元との協定があると説明**
- ・ " 13時40分 北関東防衛局長から知事に「予防着陸した機体への早期対応の為、支援機が飛行予定」との連絡
- ・ " 16時25分 予防着陸機の整備部品を運搬した3機目の米軍機（オスプレイ）1機が着陸し、16時41分に離陸
- ・3月27日 10時21分 予防着陸機が離陸

<県民からの目撃情報（R1~R6）>

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米軍機	56	0	0	178	0	0
米オスプレイ	0	27	0	0	0	5
自衛隊	3	45	26	20	3	0
不明	150	289	92	43	79	80
調査中	-	-	-	-	-	27
計	209	361	118	241	82	112

課題

- **松本空港には「空港を軍事目的の用に供さない」とする県・関係市と地元の協定がある**
地元に対して丁寧に説明をし、理解を得ながら空港の運用を行っている松本空港にとって、詳細な情報提供がないと、今後の地元住民との関係に悪影響を及ぼす可能性がある
- **日米地位協定は締結以来一度も改定されておらず、また米軍機には航空法令など国内法が適用されない**
- **県民からは米軍機の低空飛行や騒音に対する苦情や事故への不安の声が県に寄せられている**
- **令和5年7月10日から、MV-22オスプレイが、沖縄県を除く日本国内の住宅地等の上空を避けた山岳地帯において、高度500フィート（約150m）未満200フィート（約60m）までの飛行訓練を実施することとなり、山岳高原観光地が多い長野県では、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことが懸念される**
- **県民から寄せられた航空機の目撃情報について、県から防衛省を通じて米軍に対して照会しているが、明確な回答が得られない事例が多い**

提案・要望

1 日米地位協定の見直し

日米地位協定を見直し、航空法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること。加えて、米軍には「松本空港を軍事目的の用に供さないものとする」と定めている地方自治体と空港地元地区による協定を十分留意させること

2 日米地位協定の解釈及び運用基準の明確化

日米地位協定第5条については、規定の解釈及び運用を明確に示し、不測の事態が発生した場合においても、地方自治体や空港管理者が迅速かつ的確に判断し対応できるようにすること

3 米軍機の飛行訓練について

国の責任で訓練ルートや訓練の実施時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭したうえで実施するよう、十分な配慮をすること。また、県民や観光客に不安や恐怖を抱かせるような飛行は厳に慎むこと